
新市まちづくり計画



平成 28 年 3 月

いちき串木野市

目 次

第1章 序論	1
1 はじめに	1
2 まちづくりの課題と合併の必要性	2
3 新市まちづくり計画策定の方針	5
第2章 新市の概況と主要指標	6
1 位置等	6
2 人口の推移と人口構造	7
3 産業構造	7
4 主要指標の見通し	10
第3章 新市まちづくりの基本方針	12
1 新市の基本理念	12
2 新市の都市像	14
3 ゾーン別振興方向	21
4 分野別振興方向（基本計画）	25
第4章 新市創生プログラム	38
1 地域ブランド形成プログラム	38
2 食関連産業活性化プログラム	39
3 快適で美しい「生活・活動・交流空間」形成プログラム	40
4 「教育のまち」形成プログラム	42
第5章 新市の主な事業計画	44
1 コミュニティ	44
2 行財政	45
3 生活環境	46
4 保健医療福祉	49
5 教育文化	52
6 産業経済	55
7 社会基盤	59
第6章 県事業の推進	61
第7章 公共的施設の統合整備に関する事項	62
1 公共的施設統合整備の基本的考え方	62
2 庁舎整備の基本的な考え方	62
第8章 財政計画	63
1 歳入	63
2 歳出	65

第1章 序論

1 はじめに

近年の市町村を取り巻く情勢は、地方分権の推進や少子・高齢化の進行、住民の日常生活における生活圏の広域化、国・地方を通じた厳しい財政環境など大きく変化してきています。これらに的確に対応し、住民に身近な基礎的自治体として、将来にわたって良質な行政サービスを安定的に供給し、住民の期待に応えていくためには、これからの地方分権の時代に対応した行政体制の整備や財政基盤の強化が不可欠であると考えられます。

このような状況を踏まえ、現在、串木野、市来の両市町が合併に向けた協議を進めているところです。この「新市まちづくり計画」は、合併後の将来に対するビジョンを明確にするために、アンケート調査をはじめ広く住民のご意見をお聞きしながら策定いたしました。

この計画の策定に当たりましては、アンケート調査やあらゆる分野の住民の代表者からなるまちづくり委員会の開催など、住民の皆様には多大なご協力をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

なお、この計画は新市のめざすべき方向について示すものであり、策定におきましては、両市町の基本構想や広域圏計画などを踏まえて作成し、詳細かつ具体的な内容についてはそれぞれの項目ごとに記述されていますが、新市では本計画を踏まえ、基本構想や基本計画を策定することになります。

市町村合併の目的は、地域住民の皆様が将来にわたって夢と希望に燃え、安心して暮らせるまちづくりであるとともに、すばらしい地域社会を形成していくことが最も肝要であります。

皆様のご理解とご協力を頂きながら、新市のまちづくりに積極的に取り組んで参りたいと考えますので、ご指導の程よろしくお願い申し上げます。

2 まちづくりの課題と合併の必要性

地方分権への対応や少子・高齢化の進行、住民の生活行動圏域の拡大や財源確保の問題など、基礎的な自治体としての市町村の役割は、今後ますます重要になってきます。ここでは、今後、新市のまちづくりに対する課題と市町村合併の必要性について、次のように整理しました。

(1) 地方分権への対応

平成12年4月「地方分権一括法」の施行に伴い、自治体の自主性、自立性の尊重、地域住民の自己決定権の拡充が求められており、地方分権は議論から実行の段階に移行しています。これに伴い、行政能力の質的・量的向上が求められ、自治体による政策判断、政策遂行における役割と自己責任能力の重要性が高まっています。

このような地方分権の推進は、地方自治体の自己責任能力の違いが、地域の行政サービスの差や地域活力などに直接的に影響することが予想されるとともに、独自の条例や基準を設けるなど、今まで以上に行政の政策形成能力が重要になってきます。また、様々な権限委譲に伴い、地方自治体の事務量は増加し、さらに新しい分野での事務の発生やより専門的な判断機会の増加などが予想されます。

以上のような課題を解決するためには、合併することによって、財政基盤や行政機構の強化など地方分権に対する適切な受皿づくりを進めるとともに、地域間競争に打ち勝つように、地域の特性を十分活かした主体的で魅力あるまちづくりを、住民と行政が一体となって進めていくことが必要です。

(2) 少子・高齢化の進行への対応

我が国では、平成9年6月にはじめて65歳以上の人口が15歳未満の人口を上回り、今後も少子・高齢化が進むと予想されます。合計特殊出生率^(注)は長期的な低下傾向が続いており、平成15年には1.29であり、本県においても同年で1.49となっています。一方、高齢化率をみると、本県は全国よりもかなり早いテンポで高齢化が進んでおり、中でも新市の高齢化率は平成12年の国勢調査で23.2%と本県平均(22.6%)より高くなっています。

これらの少子・高齢化に伴う課題としては、若年層の働き手の減少により経済活力が低下すること、保険・年金の収入減・支出増によりこれらの財政が悪化すること、

^(注) 合計特殊出生率…女性の年齢別の出生率を合計したもの。女性一人当たりの平均子供数を表す。

福祉関連事業への行政負担が増大すること、コミュニティの活動が衰退する可能性があることなどがあげられます。

これらの課題を克服するためには、高齢化に伴う財政負担に対応できる効率的な行政運営を図ることが重要です。また、一人暮らしの高齢者に対する施策や青少年の育成など、相互扶助による地区の活性化に向けた体制を構築することが必要です。さらに、若年層を中心とした定住促進を図るとともに、交流人口の増加に取り組んでいくことが必要です。

(3) 地域間競争の時代への対応

九州新幹線の全線開通（平成 16 年 3 月一部開通）や南九州西回り自動車道の串木野インターチェンジの供用開始（市来インターチェンジは供用済）が見込まれるなど、鹿児島市や北部九州などからの時間距離の短縮が図られます。そのため、交流人口の増大などを視野に入れた施策展開が可能になり、新市への社会的・経済的な好影響が期待されます。一方で、高速交通体系の整備によって、地域間の競争がますます激しくなることが予想されます。

将来の地域間競争の激化に対応していくためには、地域間競争に打ち勝ち、人々に“選択される”まちをめざし、個性的で魅力あるまちづくりを展開していくことが必要であり、地域一体的なまちづくりや、合併による財政基盤の強化が不可欠となります。

(4) 日常生活圏に対応した市町村行政の展開

交通・情報手段の発達や経済活動の進展に伴い、住民の日常生活圏は市町村の区域をはるかに越えて拡大しています。こうした中、住民の日常生活圏拡大に対応した行政サービスの提供が求められてきています。一方、今後の自治のあり方について、自己決定と自己責任の原則のもと、コミュニティを重視した地域づくりの重要性について再認識されているところです。このような中で、広域化と自治の強化を両立する行政体制の構築が求められています。

両市町は、国道 3 号に沿って市街地が連たんしているとともに、日常的な活動で一体的な生活圏を形成しています。そのため、住民の生活により密着した行政サービスを求めるニーズに対応しながら、広域化による行政の効率化を進めることが可能です。

以上のようなことから、住民の日常生活圏の拡大に対応した市町村行政の再構築を図っていくことが必要です。

(5) 国・地方を通じた厳しい財政状況への対応

国及び地方の長期債務残高は、平成 16 年度末で約 719 兆円（平成 15 年 12 月財務省資料）になると見込まれています。一方、小規模な市町村は、住民一人当たりの歳出総額が割高で、国・県からの交付金・補助金に依存している割合が大きいなど、「自立し得る自治体」からはほど遠いというのが現状です。

一方で、地方分権の進展による自治能力の向上や住民の行政サービスに対する多様化・高度化したニーズへの対応など、行政職員の政策形成能力のさらなる向上や専門性の確保がこれまで以上に求められてきます。

こうした状況の中で、現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持・向上していくためには、簡素で効率的な行政体制の確立と政策形成能力や専門性を持った職員の確保を図ることが必要です。

3 新市まちづくり計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、串木野市と市来町との合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めるとともに、新市の速やかな一体化を促進し、新市の均衡ある発展と住民福祉の維持向上を図る方策を示すものです。

また、これまでの串木野市と市来町の総合計画等を踏まえて作成するものであるとともに、新市のマスタープラン^(注)としての役割を担い、将来に向けて合併によるまちづくりやさらなる行財政運営の効率化などを図るために、住民の意向を尊重し、その基本方針や実現方策等を明らかにするものです。

(2) 計画の構成

本計画では、新市のまちづくりを進めていくための基本方針、これを実現するための基本計画、事業計画、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く **15**年間とします。

(注) マスタープラン…全体の基本となる計画または設計。

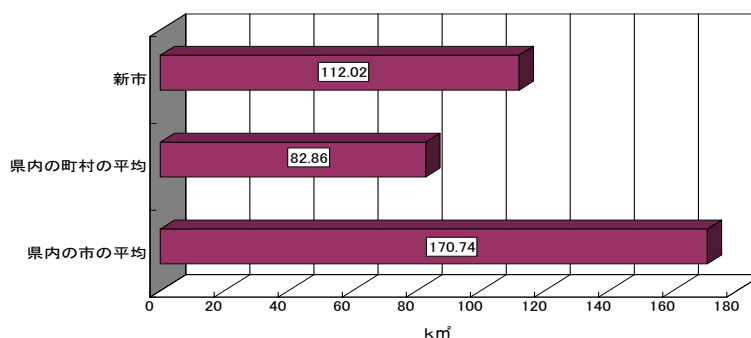
第2章 新市の概況と主要指標

1 位置等

新市は、薩摩半島の北西部、東シナ海に面し、日本三大砂丘の一つである吹上浜の北端に位置しています。

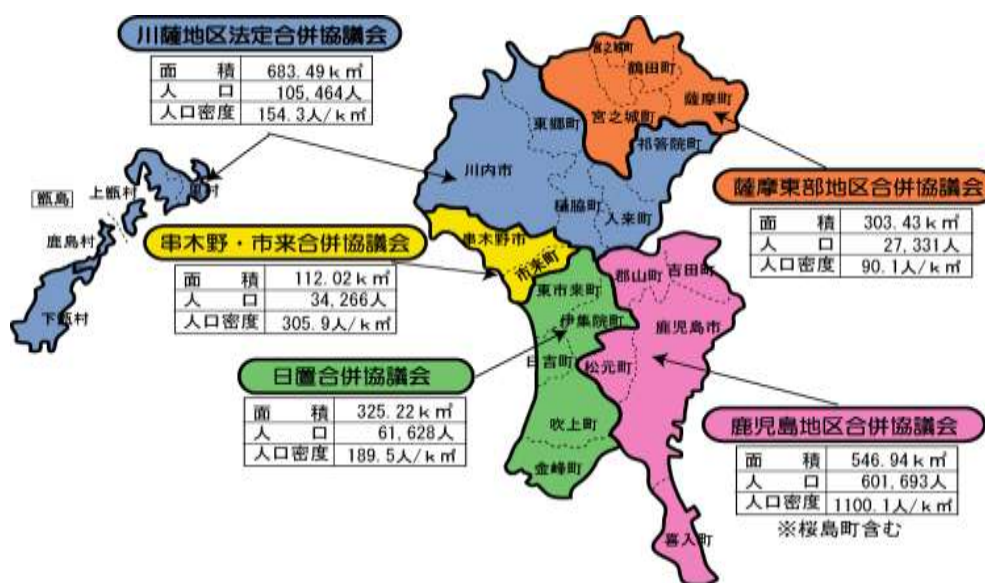
新市の総面積は112.02 km²であり、鹿児島県の総面積9132.42 km²の1.2%を占めています。県内の町村の平均と比較するとやや広く、県内の市の平均と比較すると約7割の広さとなっています。気候は、北西の季節風を遮る地形と暖流の影響で、平均気温18度で温暖な気候となっています。

図表 新市面積と県内の市町村平均面積



資料：平成14年鹿児島県統計年鑑（数値は平成13年10月1日現在）

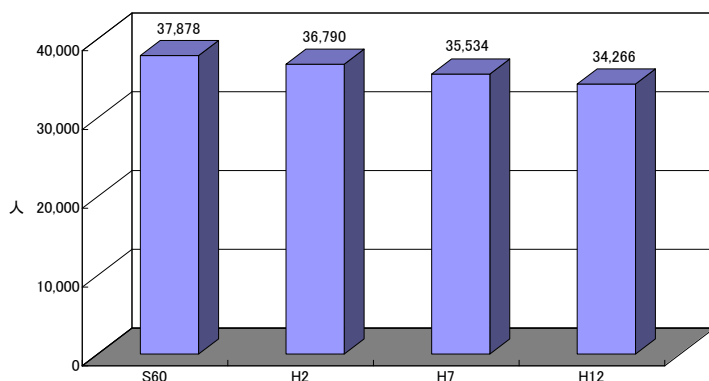
周辺地域の合併協議会の状況（平成16年8月現在）



2 人口の推移と人口構造

平成12年国勢調査における新市の総人口は、34,266人であり、昭和60年国勢調査からの推移をみると減少傾向にあります。また、平成12年国勢調査における高齢化率は23.2%となっています。

図表 新市の総人口の推移



資料：各年国勢調査

図表 新市の人口構造

単位：人

	総人口	年齢別			
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	年齢不詳
新市	34,266	4,979 14.5%	21,349 62.3%	7,934 23.2%	4 0.0%
串木野市	27,047	3,915 14.5%	17,025 62.9%	6,107 22.6%	0 0.0%
市来町	7,219	1,064 14.7%	4,324 59.9%	1,827 25.3%	4 0.1%

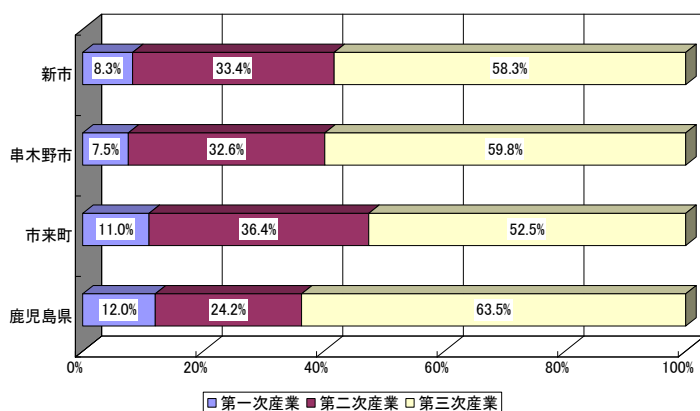
資料：平成12年国勢調査

3 産業構造

(1) 就業人口

新市の産業別就業人口比率は、第一次産業が8.3%、第二次産業が33.4%、第三次産業が58.3%となっています。鹿児島県と比較すると、第一次産業と第三次産業が低く、第二次産業が高くなっています。

図表 新市の産業別就業人口の比率



図表 新市の就業人口

単位：人

	産業別			総数
	第一次産業	第二次産業	第三次産業	
新市	1,299 8.3%	5,242 33.4%	9,148 58.3%	15,701 100.0%
串木野市	935 7.5%	4,035 32.6%	7,407 59.8%	12,386 100.0%
市来町	364 11.0%	1,207 36.4%	1,741 52.5%	3,315 100.0%
鹿児島県	99,323 12.0%	200,548 24.2%	526,217 63.5%	828,957 100.0%

資料：平成12年国勢調査

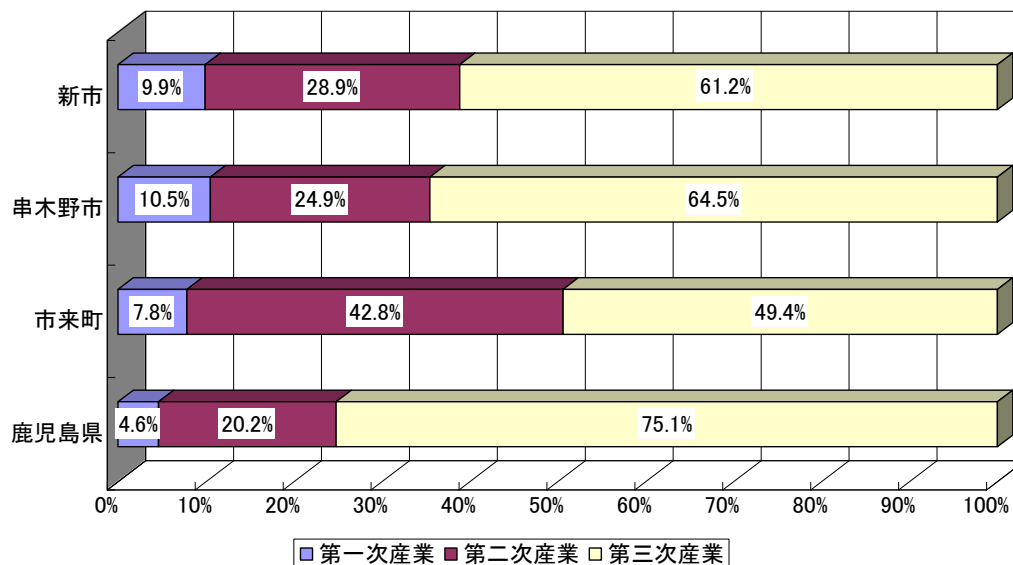
※総数には分類不能の産業を含みます。

第一次産業：農業、林業、水産業
 第二次産業：鉱業、建設業、製造業
 第三次産業：卸小売業、金融・保険・不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業、サービス業・公務

(2) 市町内純生産

新市の産業別の市町内純生産比率は、第一次産業が 9.9%、第二次産業が 28.9%、第三次産業が 61.2%となっています。鹿児島県と比較すると、第一次産業及び第二次産業が高く、第三次産業が低くなっています。

図表 新市の産業別市町村内純生産の比率



資料：平成 13 年度市町村村民所得推計報告書

図表 新市の産業別市町村内純生産

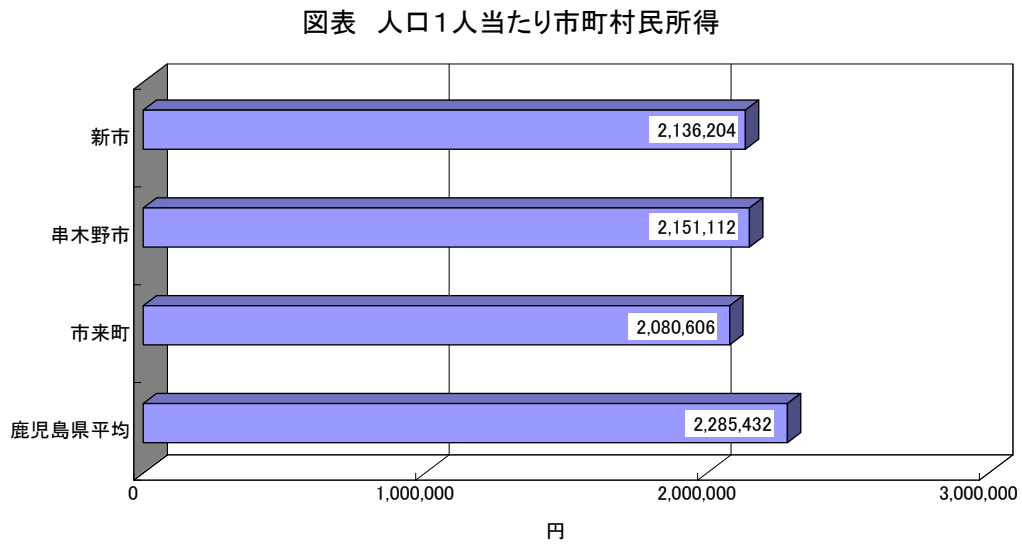
単位：千円

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総計 (帰属利子等控除前)
新市	9,880,685 9.9%	28,862,585 28.9%	60,983,684 61.2%	99,726,954 100.0%
串木野市	8,127,911 10.5%	19,304,436 24.9%	49,943,268 64.5%	77,375,615 100.0%
市来町	1,752,774 7.8%	9,558,149 42.8%	11,040,416 49.4%	22,351,339 100.0%
鹿児島県	265,055,922 4.6%	1,119,970,901 20.2%	4,170,933,574 75.1%	5,555,960,397 100.0%

資料：平成13年度市町村村民所得推計報告書

(3) 人口1人あたり市町村民所得

新市の人口1人あたりの市町村民所得は、約214万円であり、鹿児島県平均の約229万円を若干下回っています。



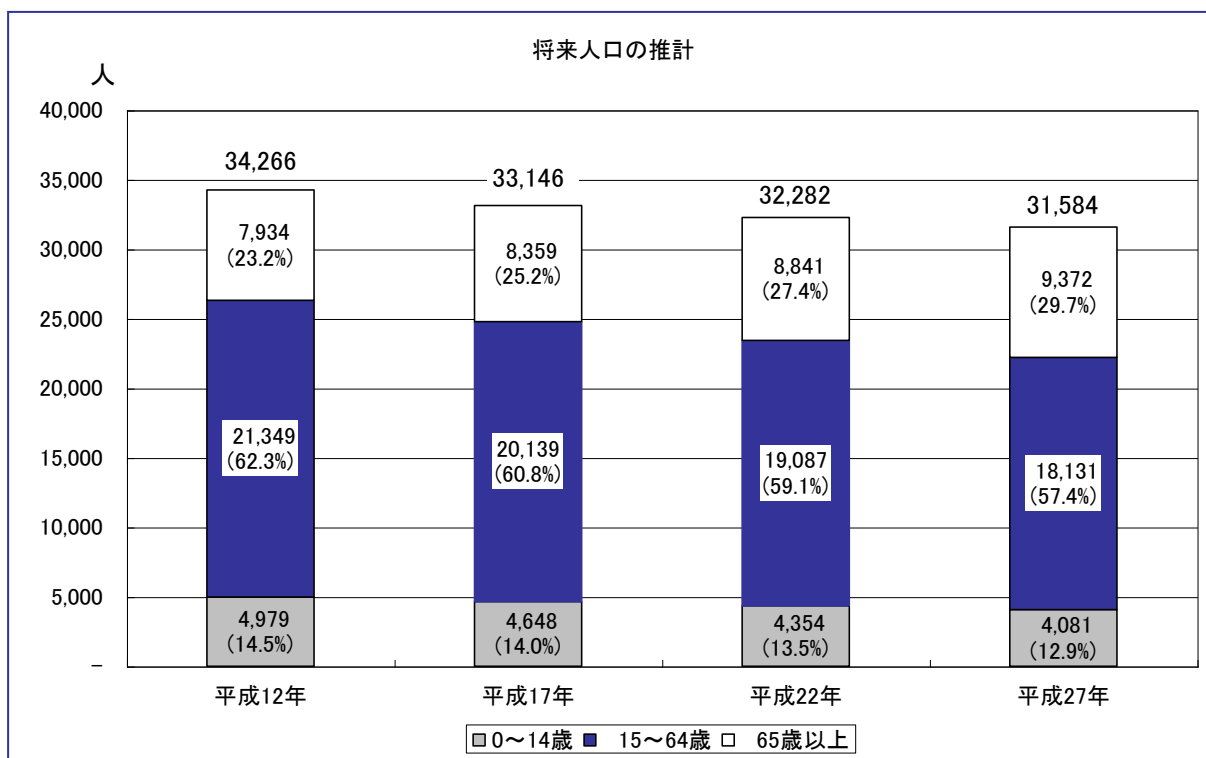
資料：平成13年度市町村民所得推計報告書

4 主要指標の見通し

(1) 将来人口の推計

我が国の総人口は、平成 18 年（2006 年）にピークを迎え、以後長期の減少過程に入ることが予測されています。このことは、多くの自治体で人口規模が縮小することを意味し、今後は、本格的な人口減少社会に突入していきます。

このような中で、新市の将来推計人口は、今後も減少傾向が続くものと予測されます。平成 27 年には 31,584 人となり、平成 12 年と比較すると、2,682 人（7.8%）減少すると予測されます。年齢階層別にみると、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少、老年人口（65 歳以上）は増加しています。このことは、今後とも少子化の傾向が続くとともに、高齢化も引き続き進行していくことを表しており、人口の自然減が主な原因となっています。



出典：平成 12 年は国勢調査、平成 27 年は国立社会保障・人口問題研究所推計、平成 17 年と平成 22 年は、国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の数値に基づき、鹿児島総合研究所で推計

※平成 12 年の総人口には、年齢不詳（4 人）を加えています。

(2) 人口の見通し

人口は、社会的・経済的な要因により変化していきます。例えば、少子化の進行や死亡率の増加などの人口減少の要因、企業の育成・誘致や宅地造成などの人口増加の要因など、変化を誘発する様々な要因が発生する可能性があるからです。

そのため、新市のポテンシャル（潜在的な力）を最大限に活かしながら、合併による規模拡大の効果や相乗効果を十分に発揮し、地域資源を活用した産業の育成・誘致などを通じた新たな需要創出等を強力に推進することによる地域の雇用拡大をめざしていきます。また、JRや高速道路などの交通利便性が高いことや宅地造成が進められていることなどを活かし、魅力ある教育環境の整備や福祉の充実、美しい居住環境の整備や治安維持など、文化的で質の高い生活を送ることのできる環境づくりをさらに進めることで、人々に“選択される”まちづくりを展開していきます。

一方、少子・高齢化に対応するために、子育て支援環境などの整備・充実によって、安心して子供を産み、育てる環境づくりを進めていくとともに、高齢者などが健康で生きがいを持って生活できる環境づくりも推進します。

以上のような取り組みを進めることによって、人口の維持あるいは増加が期待されます。

第3章 新市まちづくりの基本方針

1 新市の基本理念

地域を創造し継承していくのは、そこに住む人々であり、一人ひとりが健康で主体性を持って地域活動に取り組み、そのエネルギーを高めたとき、個性あふれる魅力ある地域が形成されます。

一方、地方分権一括法が制定され、地域自らが考え、取り組む主体的な地域づくりが、従来より増して求められています。また、人々の価値観や経済環境の変化など、地域づくりを取り巻く様々な環境に対応した取り組みも必要です。

このような新しい時代のまちづくりは、地域が自らの持つ地域資源を再確認し、その可能性を最大限に活かす取り組みが重要になります。そのためには、地域資源の中から中核的な価値のある資源を取り出し、その資源を中心としたまちづくりが展開されることで、住民や来訪者等との間で信頼関係が構築されるとともに、これらの人々に選ばれ続ける地域を創造すること、いわゆる地域ブランド^(注)を構築することが求められます。

新市は、国道3号に接した一体性、連たん性のある市街地が形成されているとともに、産業、歴史や文化などの面においても共通点が多くあります。また、豊富な地下水や様々な恵みをもたらす海などの特徴ある自然を豊富に持っています。さらに、南九州西回り自動車道の整備によるインターチェンジの開設をはじめとした地域開発も予定されています。

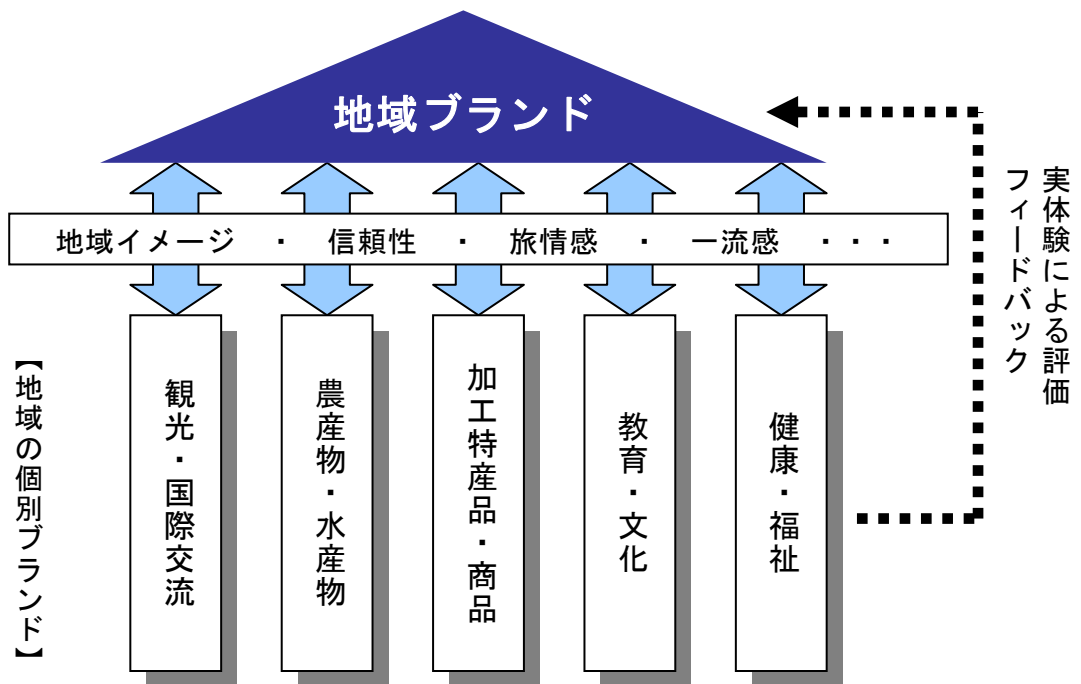
そのため、これからの新市のまちづくりは、新市全体の共通コンセプト（基本概念）のもと、それぞれの地域で住民自身の手による地域づくりが実践され、その上で新市が一体となって協力・連携することによって、それぞれの地域が持つポテンシャル（潜在的な力）を高めていくことで、自立した新市の創造をめざします。

以上を踏まえ、新市のまちづくりの基本的姿勢である基本理念を

『ひとが輝く・地域が輝く ～地域ブランドによる自立したすこやかな都市の創造～』と設定します。

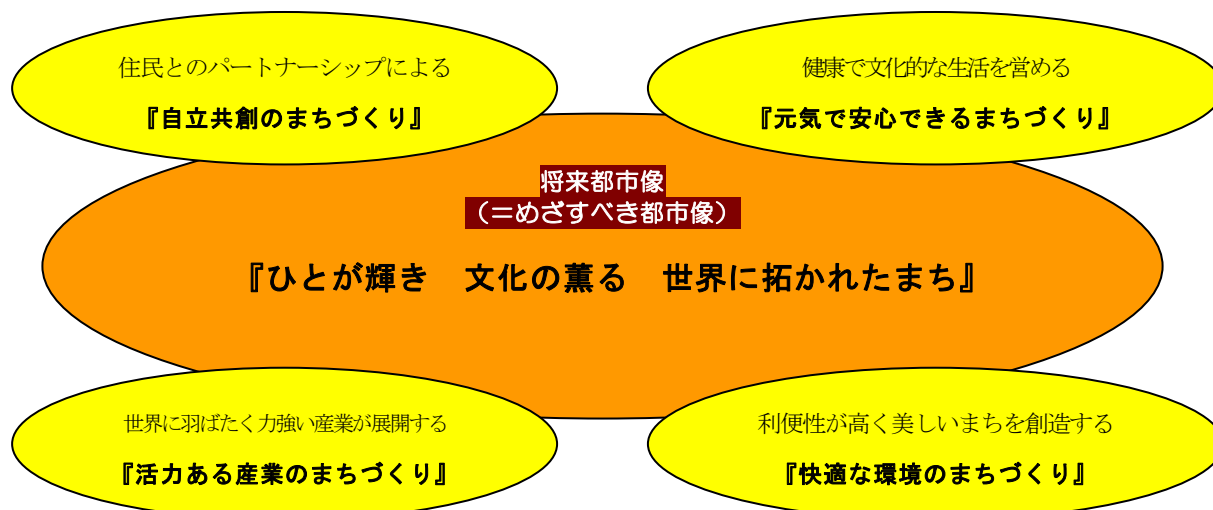
(注) 地域ブランド…地域固有の資源である商品・サービスの個別ブランドに対して、総括的地域イメージや信頼性、旅情感などを付加すること。市場における競争力が一層増すことが可能となる。

図：地域ブランドの概念



2 新市の都市像

(1) 将来都市像



新市は、徐福伝説に代表される歴史文化、様々な恵みをもたらす海、焼酎やつけあげなどの地元産品、まぐろラーメンで知名度が向上した水産物など、様々な特色のある資源を有しています。これらの資源は、海からの恵みにより新市に根付いたものであり、新市は海から発展してきたということが出来ます。また、徐福伝説は、潮が中国方面から流れていること、また古来から安全に上陸できる自然の良港を有していたことを意味しており、海から発展してきたことを裏付けるものであります。現在でも中国等との国際交流が盛んに行われているとともに、串木野新港においては、開港^(注)をめざした取り組みを進めています。

一方、新市は、特色ある高等学校を3校有していることや活発な文化的活動、良好な治安など、質が高く文化的な生活を送ることのできる環境を備えており、今後のまちづくりにおいても、さらに充実していくことが求められています。

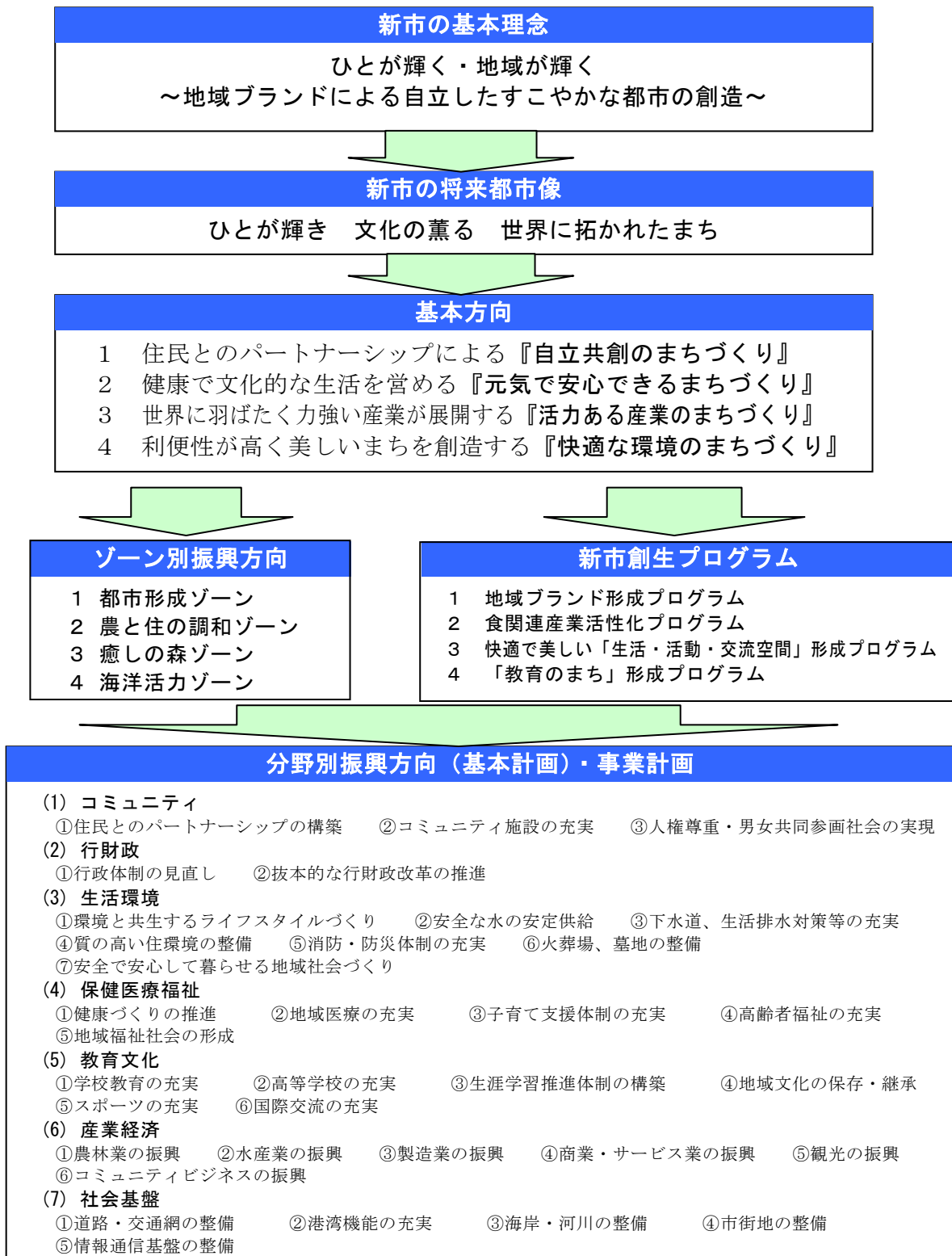
このような状況の中で、新市の将来都市像としては、歴史的背景を重視するとともに、これまでの取り組みに根ざしたまちづくりを展開していくために、『ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち』と掲げます。

^(注) 開港…条約または法令により外国との通商・貿易のために港を開き、外国船の出入りを許すこと。またその港のこと。

(2) 基本方向

新市のめざすべき将来都市像の実現のために「自立共創のまちづくり」、「元気で安心できるまちづくり」、「活力ある産業のまちづくり」、「快適な環境のまちづくり」の4つの基本方向を定めました。

【新市まちづくり計画の体系図】



① 住民とのパートナーシップによる『自立共創のまちづくり』

まちは、人によって創られ、人によって発展します。新しいまちづくりを進めるためには、住民と「共」に知恵を出し合い、まちを「創」っていくことを実践していくことが重要です。また、地方分権の進展により、自治体の自主的な活動範囲が広がる中で、住民ニーズも多様化し、まちづくりの進め方も行政主導から行政と住民の適切な役割分担のもとで展開していくことが求められています。

そのため、少子・高齢化への対応や環境保全、生活環境の管理といった地域を取り巻く様々な課題に対して、住民が積極的に取り組んでいくことのできる地域自治・住民自治の仕組みづくりを構築していくことが必要です。また行政は、それを実現していく自治体行政の組織・体制づくりを行っていくことが重要です。

以上のような状況を踏まえ、住民が主役となり地域が主体となったまちづくりを、補完性の原則^(注1)に基づいて実践していくことで、「住民とのパートナーシップ」^(注2)による『自立共創のまちづくり』をめざします。

これらの取り組みにより、住民は、住んでいる地区や新市への愛着と誇りを持ち、さらに新市外の人々が、健康で生き生きとした生活を営んでいるというまちのイメージを感じることができます。

② 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』

地域間競争に打ち勝ち、“人々に選択されるまち”をめざしていくためには、周辺都市と変わらない、あるいはそれ以上の健康的で文化的な生活が享受できる環境を整えておくことが求められます。

新市は、変化に富んだ海岸線や山・河川、豊富な地下水等の様々な自然環境に恵まれ、これらの自然環境が豊かな住民生活の礎となっています。また、徐福伝説や日本の黎明期における留学生渡欧の地など歴史的な資源を数多く有しているとともに、様々な文化的活動や活発な国際交流、特色のある高等学校が3校あるなど教育・文化に関する活動や環境が充実しています。さらに、消防・防災体制が充実しており、治安がよく住みやすい環境が整っています。

これらのことは、人々の価値観が、モノの豊かさから心の豊かさへと転換していることなどを考慮すると、今後のまちづくりの生活基盤となるものであると考えます。

そのため、これらの生活環境を維持しつつ、さらに磨き上げることで、自然と調和した質の高い生活空間の整備を図っていくことが必要です。また、人々が安心し

(注1) 補完性の原則…住民の自助・共助で解決できるものは、住民の自主的・自発的活動で解決し、それが不可能な場合に、民間団体や企業が行う。それでも困難な場合にだけ公助として行政が補完・支援を行っていく責任と義務があるという原則。

(注2) パートナーシップ…友好的な協力関係

て暮らすには、健康づくりや医療、福祉の充実が欠かせないもので、住民生活の身近な場所で健康づくり活動を実践できる環境を整えながら、地域で支える福祉社会の実現に向けた取り組みを進め、生涯を通じて健康で充実した住民生活が送れるようなまちづくりを進める必要があります。

以上のような状況を踏まえ、新市においては、豊かな自然環境が生活環境にうまく活用され、教育・文化や保健・福祉の環境が充実したゆとりとうるおいに満ちた生活空間の中で、都市的な利便性を同時に感じられるよう、「健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』」をめざします。

これらの取り組みにより、周辺都市と異なった特色を持つことが可能となるとともに、生涯を通じて健康で文化的な生活を実践できるというイメージが、地域ブランド形成に役立ちます。

③ 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』

農林水産物をはじめ食品加工品、観光サービスなどを包括的に支援する地域ブランドの確立は、それぞれの産業の競争力や付加価値を向上させるために有効な手段です。一方で、様々な商品やサービスを通じて地域ブランドが形成されていくことから、産業振興を図ることは、地域ブランドの形成を牽引していくために、今後のまちづくりにとって非常に重要です。

これまで、果樹やまぐろを中心とした水産業などの第一次産業、焼酎やつけあげをはじめとする食品加工業などの食関連産業を中心に産業振興を図ってきました。また近年では、まぐろラーメン発祥の地としての知名度が向上するなど特色のある産業が育っています。さらに、バイオテクノロジー^(注1)の研究や串木野新港の開港をめざした取り組みなど、新たな産業の基盤づくりも進められています。しかしながら、近年、都市間競争、地域間競争が激化しているとともに、産業構造や消費者ニーズの変化、後継者問題や経済のグローバル化の進行などにより、競争力のある産業として、どのように維持・発展していくかが課題となっています。

そのため、この課題を解決する方向性としては、これまで育まれた産業の一段の振興を図ることに加え、異業種間や産学官の連携など関係する人々が知恵を出し合うことで持続的なイノベーション^(注2)が発生する環境づくりを進めるとともに、観光面への活用を進めることによって、従来の産業のさらなる高付加価値化を図ると同時に、地域に根ざした新たな産業の育成・誘致につなげる必要があります。また、串木野新港の開港をめざした取り組みをさらに充実していき、国道、高速道路、J

(注1) バイオテクノロジー…生物を工学的見地から研究し、応用する技術。近年は特に、遺伝子組み換え・細胞融合などの技術を利用して品種改良を行い、医薬品・食糧などの生産や環境の浄化などに応用する技術をさす。生物学。バイオ。

(注2) イノベーション…経済成長の原動力となる革新。生産技術の革新、資源の開発、新消費財の導入、特定産業の構造の再組織などをさす概念。

Rなど交通拠点に近いという高い利便性を活かした物流拠点基地化を進めることによって、貿易関連企業の育成・誘致などの産業の活性化を図ることが必要です。

以上のような状況を踏まえ、新市の産業振興の方向としては、食関連産業を中心とした産業群を形成していくことによって、「世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』」をめざします。

これらの取り組みにより、新市の中核的な価値に基づく地域ブランドづくりを牽引していき、新市のトータル価値を高めることにつながります。

④ 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』

これからのまちづくりは、日常生活圏に様々な都市機能を集積することで、都市の活力を保持していくと同時に、近郊の緑地や農地の保全を図っていくという考え方に変化してきています。

新市は、国道3号沿いに連たんした市街地を形成しているとともに、一体性が非常に高いという特徴を有しています。また、南九州西回り自動車道の整備により鹿児島市から自動車ですら約20～25分となる一方で、ウッドタウン串木野、市来小城団地が整備されているとともに、下水道整備や区画整理等が実施中又は予定されているなど、定住促進に向けた取り組みが進められています。ただし、期待通りの定住促進を図っていくためには、基本理念にもあるように、地域間競争に打ち勝ち、人々に“選択される”まちを創造していくことが必要であり、利便性が高く快適な生活・交流空間を整えていくことが重要です。

そのため、現在の経済社会や都市成熟化に対応した大量生産・大量消費・大量廃棄型の都市構造から、環境負荷が少なく、自然環境と調和し、ヒト・モノ・カネが循環し、地域のコミュニティが持続する都市構造をめざしていくことが求められます。

以上のような状況を踏まえ、日常生活圏の中に効率的でかつ利便性の高い都市づくりを進めるという考え方のもと、市街地のさらなる拡大の抑制や公共交通機関の充実を図ります。また、国道3号バイパスの整備や串木野新港から幹線道路へのアクセス道路の整備など通過交通が市街地をできる限り通らない道路ネットワークの整備を進めるとともに、安全快適で歩いて楽しいユニバーサルデザイン^(注)のまち、環境に十分配慮した美しいまちをめざしていくことにより、「利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』」をめざします。

これらの取り組みにより、環境に配慮した持続的発展が可能な都市としてのイメージが形成されるとともに、住民及び来訪者が新市の美しい街並みを実感することによって、地域ブランドの形成につながります。

(注) ユニバーサルデザイン…障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

(3) 都市構造

① 地区拠点の設定

- ・ 住民の利便性を確保するとともに、各地の個性や文化を守り育てながら、活用していく地域づくりを推進するために、17ヶ所の「地区拠点」を設け、それぞれに既存の施設を活用した「地区交流センター（仮称）」を中核施設として設置し、住民の積極的な自治活動を促進します。
- ・ それぞれの「地区拠点」は、情報通信ネットワークなどを活かして相互に情報を共有できる体制を整えます。

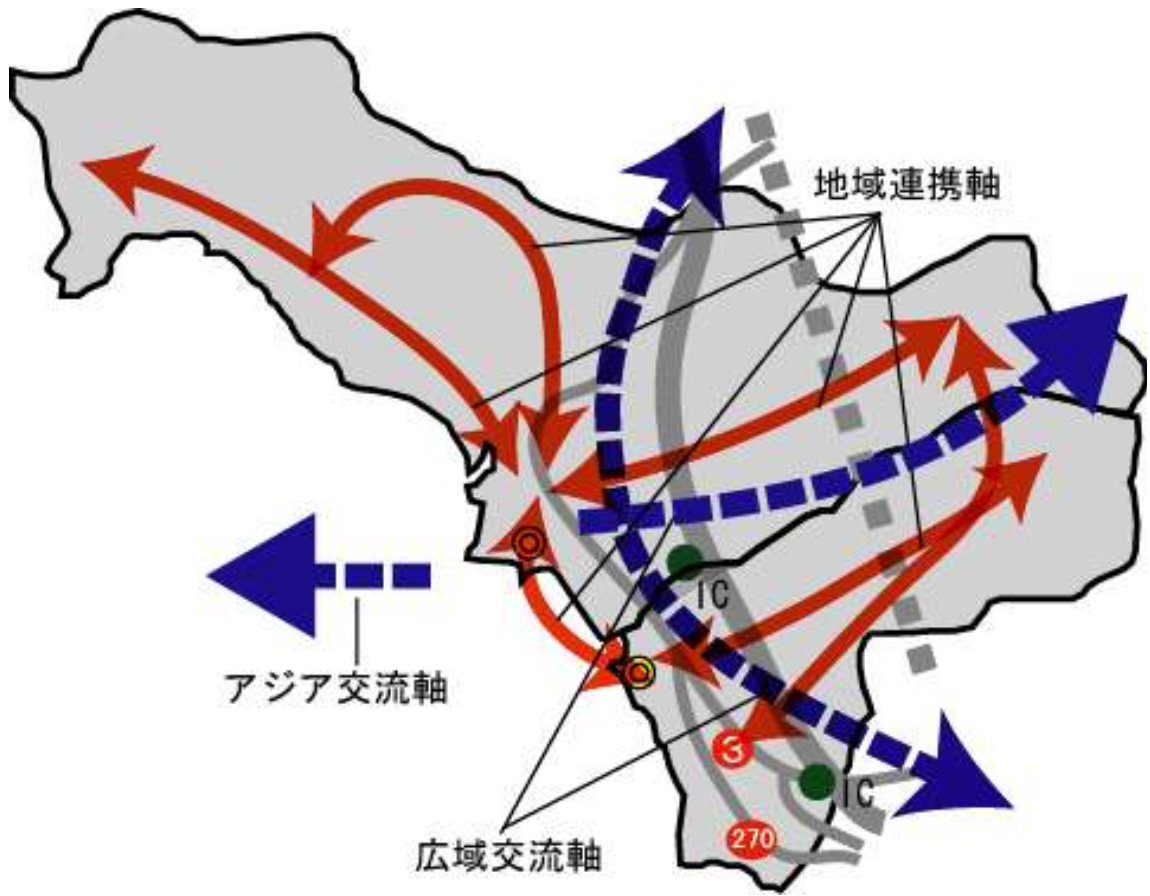
② 地域連携軸の設定

- ・ 地域を相互に連携し、串木野新港から串木野インターチェンジ、各地区間及び各地区から幹線道路を連結する道路を「地域連携軸」として設定します。
- ・ 地域連携軸の中に、新市内の観光資源をつなげ、相乗効果を発揮させる道路として、「観光連携ライン」を設定します。
- ・ 「地域連携軸」や情報通信ネットワークなどを活用して、生活、医療、福祉、産業面における地域間交流を促進し、新市全体の連携を強化します。

③ 広域交流軸の設定

- ・ 薩摩川内市方面や鹿児島市方面、鹿児島空港方面へと広がる広域的な交流・連携を強化する軸として、南九州西回り自動車道、国道3号、国道270号、県道、甕島航路等及びJRを「広域交流軸」と位置づけます。
- ・ 南九州西回り自動車道の早期整備を要請するとともに、国道3号バイパスの延伸、串木野新港からのアクセス道路を整備し、通過交通が市街地を通らず、安全で効率的な輸送を可能とするよう努めます。
- ・ 串木野新港を物流拠点基地と設定し、中国をはじめとしたアジア地域との交流・連携を強化する軸として、「アジア交流軸」を設定します。

都市構造図

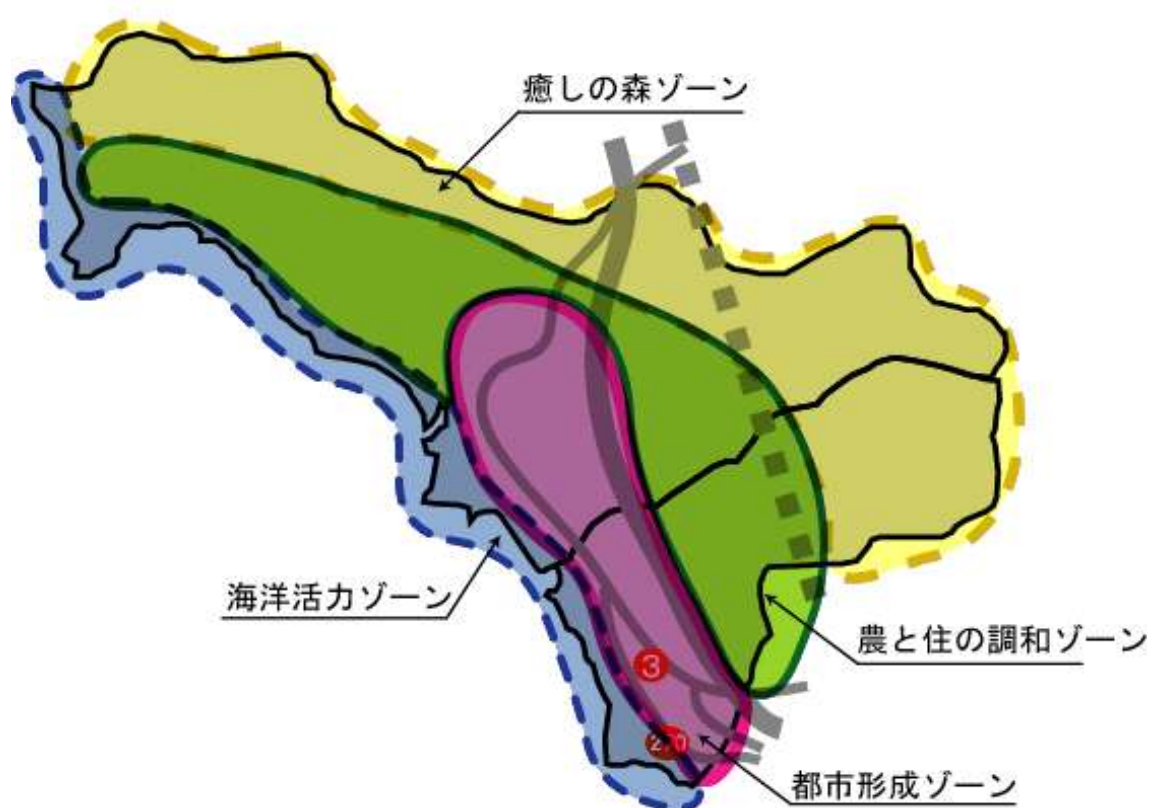


3 ゾーン別振興方向

(1) ゾーニング

新市を次の4つのゾーンに分け、それぞれの特徴に応じた振興を図ります。

【ゾーニング図】



(2) ゾーンごとの整備方針

① 都市形成ゾーン

このゾーンは、国道3号沿いに連たんした市街地が形成されており、行政機能や商業、教育、医療などの都市機能が集中していることから、今後も、行政、経済、観光の中心地としての役割が期待されます。一方で、商店街においては駐車場不足が深刻な問題となっているとともに、住民や来訪者が楽しみながら歩ける環境であるとは言い難く、以前ほどのにぎわいは見られない状況です。

そのため、新市への移行を機に、新市の中核地域としての魅力とにぎわいを再生し、新市の住民の利便性向上はもちろんのこと、観光客などに対しても訪問しやすい環境を整えていくことが必要となります。

そこで、このゾーンを「都市形成ゾーン」として設定し、市街地の中の通過交通をできる限り抑制する方向での道路・交通ネットワークの形成を図る一方で、駐車場の整備や良好な歩行空間の整備を進め、環境に配慮した、快適で美しい市街地の形成を図ります。

【基本方針】

- 商店街地域を中心に、周辺部への駐車場の整備や緑化の推進を図ることによって、楽しみながら歩ける環境づくりを進めるとともに、住民や観光客などに対して、わかりやすい誘導サイン^(注)を導入することなどにより、新市の顔にふさわしい、快適で美しい市街地の形成に努めます。
- JR駅周辺の整備を進めるとともに、それと連動した形で市街地の活性化を図ります。
- ウッドタウン串木野や市来小城団地などへの定住人口の増加を図りつつ、土地区画整理や下水道・合併処理浄化槽の整備等を進め、緑化の推進など景観にも配慮した住み良いまちづくりを進めます。
- 新市内各地区との道路・交通網の充実を図るとともに、商業・サービス、医療、教育、スポーツ拠点などの都市機能を充実し、住民の交流拠点としての機能の充実に努めます。

② 農と住の調和ゾーン

このゾーンは、ポンカンやサワーポメロなどの果樹生産をはじめとする農業が基幹産業となっています。また、高い生産技術に裏打ちされた珍しい果樹等の生産も進みつつあり、若い農業者も育ってきています。さらに、市来農芸高校との連携強化や廃棄物ガス化発電施設の余熱利用による他産地と差別化された農産物の生産を進めていくとともに、農産物の高度利用による高付加価値化産業への脱皮が求めら

^(注) 誘導サイン…案内板のこと。案内・誘導という機能に加え、地域のイメージアップという要素をもつサイン。

れています。

一方、居住空間と農業生産の場が混在した地域であり、周辺環境に配慮した農業生産を行っていくことが必要です。また、住宅地と近接していることにより、農産物直売所などを都市農村交流の拠点施設並びに地産地消の拠点と位置づけた振興を図っていくことも必要です。

さらに、廃棄物ガス化発電施設が立地しており、余熱を活用した様々な活用の可能性を有していることから、農業生産や観光農園、また環境学習の拠点施設としての活用が期待されます。

そこで、このゾーンを「農と住の調和ゾーン」と設定し、農業のさらなる高付加価値化を図るとともに、農業と居住空間が調和した環境づくりを進めていきます。また、定住人口の増加をめざし、住み良い居住空間づくりに努めていきます。

【基本方針】

- 住環境と調和した農用地の利活用に努め、環境や安全面に配慮しながら、儲かる農業の振興を図ります。
- スローライフ^(注1)やスローフード^(注2)などへの多様なニーズに対応する農地付き住宅の整備や農村部の空き家対策を進めることによって、周辺部への定住化をめざすとともに、気軽に農に親しめる環境の整備を図ります。
- 農業と観光の連携を強化し、観光農園などの設置促進を図ることによる都市部住民を対象とした都市農村交流を推進します。

③ 癒しの森ゾーン

このゾーンは、冠岳や観音ヶ池周辺をはじめとした豊かな森林資源を持つ自然環境に優れた地域です。森林の整備により森林資源は、多面的、公益的機能を有し、豊富な天然地下水を育む水源涵養林として、また魚などを育てる魚つき林としての機能を果たすなど、下流域の生活環境や新市の水産業にとっても重要な役割を担っています。さらに、徐福伝説や様々な史跡など古代から現代までの歴史や文化を伝える重要な地域でもあります。

また、このゾーンは、串木野ダムや市来ダムなどの親水機能を有しており、住民や来訪者に対する「癒し」の空間としての整備も期待されます。

そこで、このゾーンを「癒しの森ゾーン」と設定し、林業の振興とともに、森林のさらなる保全を図り、このゾーンが有している歴史や文化を実感できる観光の振

(注1) スローライフ…スピードや効率を重視した現代社会とは対照的に、ゆったりと、マイペースで人生を楽しもうというライフスタイル。

(注2) スローフード…食生活を見直そうとする運動。伝統的な食材や料理を守り、質の良い食材を提供する小生産者を保護し、消費者に味の教育を行う。イタリアで始まった運動が世界的に広まった。

興を図ります。また、新市の住民による環境への取り組みに対する様々な施策や環境意識の醸成などに努めます。

【基本方針】

- 冠岳、観音ヶ池周辺、市来貝塚、徐福伝説、各地の伝統芸能などを活かし、新市の歴史・文化を実感できる観光資源ネットワークの形成を図るとともに、農林業も組み合わせた観光振興や環境学習拠点としての整備に努めます。
- 串木野ダムや市来ダムなどを親水機能としても活用し、住民や来訪者に対する「癒し」の空間としての整備に努めます。
- 林業振興のため、適切な森林施業に努めるとともに、水産業や下流域の生活環境にとっても重要な山林保全に努め、後継者対策など地域産業の振興や住民生活の充実のための施策を総合的に講じていきます。

④ 海洋活力ゾーン

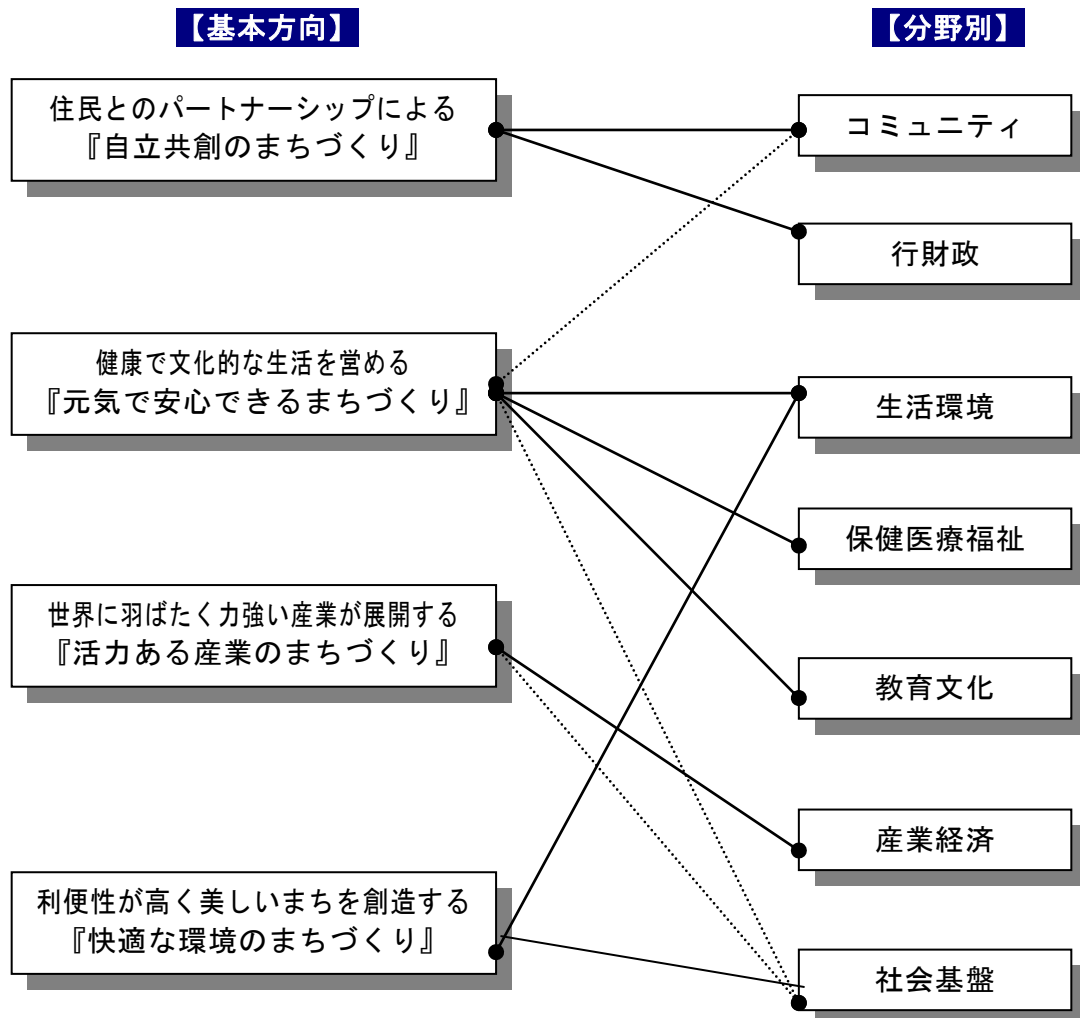
このゾーンは、吹上浜や変化に富んだ海岸線や海産物等の海洋資源、温泉資源を持ち、住民の憩いの場として、釣りやマリンレジャーを中心とした観光の場として活用されています。また、資源豊かな外洋、良好な漁場や漁港を有しており、新市の水産業の拠点地域としてのさらなる振興が期待されます。さらに、串木野新港においては、生活航路として欠かせない機能を持っているとともに、隣接する西薩中核工業団地は広い敷地を有しており、港湾機能の充実及び活用によって、企業立地の推進が図られることにより大いなる飛躍が期待されます。

そこで、このゾーンを「海洋活力ゾーン」と設定し、美しい海岸線の保全を図ると同時に、漁業振興や企業立地、物流拠点基地化や観光振興に積極的に取り組んでいき、新市における産業拠点として、新市の経済を牽引していくとともに、地域の雇用拡大に努めます。

【基本方針】

- 漁港や漁場の整備を進めるとともに、串木野漁港についてはまぐろ漁業母港基地化を推進します。
- 串木野新港については、生活航路の充実に努め、開港をめざし、物流拠点基地として機能向上に向けた取り組みを進めます。また、工業団地等への企業誘致を推進し、産業活性化や雇用拡大に努めます。
- 吹上浜や美しい海岸線、海産物等の海洋資源、温泉等を活かした観光のまちづくりを推進するとともに、スポーツキャンプや大会の誘致などを進めることによって、うるおいのある住民生活の実現や交流人口の拡大を図ります。

4 分野別振興方向（基本計画）



(1) コミュニティ

住民が主役となり地域が主体となったまちづくりを展開していくために、補完性の原則に基づいたコミュニティの強化を図っていくことが必要です。

そのためには、住民一人ひとりが自己決定・自己責任の原則を持ちつつ、行政とのパートナーシップを構築していくことが前提となります。また、行政と住民がパートナーとして活動できる仕組みを構築するとともに、住民自治活動に対する支援の充実を図ります。

①住民とのパートナーシップの構築

行政情報の住民との共有化を図るために、ITを活用した積極的な情報提供や広聴活動の充実を進めるとともに、個人情報保護を踏まえて一層の情報公開を推進することによって、自治意識のさらなる醸成を図ります。また、住民と行政の相互理解に基づくパートナーシップの構築等に努め、行政への住民参加や協働によるまちづくりを進めます。さらに、住民一人ひとりの声がまちづくりに活かされるように、行政への参画機会の増大を図ります。

②コミュニティ施設の充実

住民の利便性を確保するとともに、各地の個性や文化を守り育てながら、活用していく地域づくりを推進するために、17ヶ所の「地区拠点」を設け、それぞれに既存の施設を活用した「地区交流センター（仮称）」を中核施設として設置し、住民の積極的なコミュニティ活動を促進します。

それぞれの「地区拠点」は、情報通信ネットワークなどを活かして相互に情報を共有できる体制の整備に努めます。

③人権尊重・男女共同参画社会の実現

一人ひとりの人権が尊重される社会づくりや男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを、これまで以上に充実していきます。

(2) 行財政

合併に対する支援措置を効果的に活用しながら、住民の満足度と効率的な行財政運営を両立できる体制づくりが求められています。

そのため、行政本来の役割を見直し、より積極的な行財政改革に取り組むとともに、専門職の確保など多様化・高度化する住民ニーズに応えられる質の高い行財政の構築を図ります。

①行政体制の見直し

行政組織の効率化を図るため、長期的な視点に立って定員適正化計画を策定するとともに、行政評価の導入による事務事業の見直しや効率化を図り、行政需要に応じた行政組織の確立をめざします。

また、各種申請・交付や住民相談など行政サービスの充実を図る一方で、広報紙・ホームページ等による情報提供をさらに充実し活用することで、さまざまな魅力ある情報の積極的な提供を行います。

行政情報化については、総合的な文書管理システム等の導入検討とパソコン機器の設置による行政事務の簡素化・効率化に取り組むとともに、電子自治体の構築に向けた取り組みを推進します。

②抜本的な行財政改革の推進

合併後においてもさらに厳しさを増すと予想される行財政環境を十分認識した上で、長期的な視点に立った行財政改革プランを策定し、事務・事業の効果や緊急度・優先度を勘案したハード・ソフト両面にわたってバランスのとれた施策選択と限られた財源の重点的・効率的な配分に努めます。また、事務・事業の経済性や効率性の向上を図るために、民間委託化の推進、NPO^(注1)との協働、PFI^(注2)活用の可能性などを検討します。

(注1) NPO…非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

(注2) PFI…これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法。当初、イギリスで用いられたとされており、日本でも1999年(平成11)、PFI推進法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)制定。

(3) 生活環境

新市は、海・森林・河川等の自然環境に恵まれており、これらの自然環境は新市の住民生活や産業等に大きく貢献しています。一方で、生活環境や産業振興などの様々な場面で環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要となります。

そのため、環境と共生するライフスタイルづくりをめざすとともに、合併処理浄化槽の設置促進や下水道の普及拡大、廃棄物処理システムの活用など自然環境保全に向けた取り組みを強化します。また、豊富な地下水による良質な水の安定供給を図るとともに、水質の安全性の確保にも十分に配慮していきます。さらに、住宅地などにおける治安対策や消防・防災体制の充実、公園・緑地の整備、沿道植栽の実施、環境美化活動などを進め、美しく快適な街並み、良好な住環境の整備に努めます。

①環境と共生するライフスタイルづくり

新市の持つ海岸線や森林などの自然環境の保全・監視活動を強化するとともに、環境学習機能の整備充実を進め、様々な形で環境を学べる学習拠点を整備し、住民の自然環境への意識の向上を図ります。

また、ごみの減量や再資源化を積極的に進め、住民と行政が一体となって環境と共生するライフスタイルづくりを進めます。

②安全な水の安定供給

新市は、地下水を利用する地域が多いことから、水源確保や水源涵養林としての森林の保全に努めます。また、水道事業の管理体制については、上水道、簡易水道の統合を進め、水道事業の効率化並びに安全な水の安定供給に努めます。

③下水道、生活排水対策等の充実

自然環境の保全を図るため、下水道、漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽の普及拡大による生活排水処理対策を推進します。また、し尿及び浄化槽汚泥の処理については、衛生センターにおいて収集・処理を進めます。

④質の高い住環境の整備

自然環境との調和を基本としつつ、秩序ある土地利用を図りながら、民間活力の積極的な導入による宅地等の開発を進めます。あわせて、公園・緑地については、防災面や憩いの場の創出のために、水や緑などの資源を活かしながら、子育てや高齢者の交流の場となるように整備を進めます。

⑤消防・防災体制の充実

火災、地震、風水害、その他の災害による被害の防止及び軽減を図るため、常備消防、消防団、自主防災組織等の関係機関が緊密な連携を保ち、体系的な消防・防災体制を構築するとともに、施設や設備の整備を行い、消防・防災体制の充実・強化を図ります。また、川内原発に対する原子力防災対策の充実を図ります。

⑥火葬場、墓地の整備

墓地については、住民の需要に対応した計画的な整備を進めるとともに、適切な管理に努めていきます。また、火葬場については、適切な管理運営に努めていきます。

⑦安全で安心して暮らせる地域社会づくり

交通事故や犯罪を未然に防止するため、関係機関との連携を図りながら、交通安全対策や防犯対策を強化するとともに、近隣住民相互による見守り体制などの構築を図ります。また、子どもや高齢者を中心に交通安全に対する教育・普及活動を充実します。さらに防犯灯などの設置や各地区での防犯体制づくりを進める一方、防犯に対する教育・普及啓発活動を推進します。

消費生活については、消費者苦情等に対する相談体制を整備・充実するとともに、消費者情報の提供などの取り組みを推進します。

(4) 保健医療福祉

少子・高齢化の進行や健康への関心が高まる中で、高齢者、障害者、児童を含むすべての住民が、健康で自立した生活を送ることのできるまちづくりを進める必要があります。

そのため、各地区ごとに健康づくりを実践できる体制整備を図るとともに、子育て支援体制の充実や在宅介護を支える高齢者福祉の充実強化を進め、各年代・世代に応じた保健・医療・福祉体制の構築を図ります。また、保健医療福祉を支える人材の育成・確保に努めるとともに、ユニバーサルデザインの街並み整備を進めます。

①健康づくりの推進

健康づくりについては、市民の健康づくりの参加促進に向け、身近な場所で健康づくり活動が実践できるように、新市内の地区ごとを単位とした健康づくり活動の体制づくりを進めます。また、温泉資源を活用した健康づくりを積極的に推進します。

健康管理面については、各世代・年代に応じた保健事業の充実を図り、それぞれの健康づくりを推進します。

医療については、増大する医療費の適正化を図るために、医療機関や保健センター等と連携しながら健康の保持増進から、病気の予防に重点をおいた包括的、総合的な保健・医療・福祉体制の充実に努めます。

②地域医療の充実

地域医療の充実を図るために、保健・福祉との連携とともに、新たな医療需要に対応した医療体制の整備を促進していきます。また、いつでも、迅速に質の高い医療サービスを受けることができるよう、救急医療体制の充実及び休日・夜間の医療体制の充実を図ります。

③子育て支援体制の充実

子育て支援については、各種教室の開催や子育て相談員制度の導入など、子育てに関する相談・支援体制の強化に努めます。また、子育てサークルの育成や公園の整備などにより、交流の場づくりに努めます。さらに保育所における高齢者との交流や延長保育、一時保育、学童保育などの事業内容の充実に努め、安心して子育てができる地域環境づくりとともに、仕事と子育てを両立できる地域の保育体制の充実を図ります。

④高齢者福祉の充実

高齢者福祉については、より多くの高齢者が住み慣れた地域において、健康で自立し、生きがいを持って暮らせる環境づくりを進めるため、生活支援対策や生きがい対

策、家族介護支援対策の充実を図り、高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めていきます。

介護保険については、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、多様な介護サービス事業者の育成に努めます。また、介護認定の適正化、介護サービスの評価体制の確立等を図り、介護保険の適正化に努めます。

さらに、社会参加を促進するために、公共交通機関の充実や市内循環バス等による利便性の向上を図るとともに、ユニバーサルデザインの街並みづくりを進めます。

⑤地域福祉社会の形成

障害者福祉については、各種サービスの提供及び支援体制の充実に努めるとともに、障害者の社会参加に向けた取り組みを強化します。また、公共施設をはじめ公共性の高い施設などのユニバーサルデザイン化を促進します。

また、母子家庭等の自立を促進するため、子育て支援・生活支援・就学支援・経済的支援などの各制度を活用し、総合的な母子家庭等対策を推進します。

福祉の推進体制については、社会福祉協議会を統合し体制を強化するとともに、ボランティア^(注)の育成、NPOの活用などを図ります。

(注) ボランティア…自発的に事業に参加する人。特に、社会事業活動に無報酬で参加する人。

(5) 教育文化

価値観の多様化や余暇時間の増大などに伴い、各世代・年代において、教育に対するニーズが拡大してきています。

そのため、住民が誰でも、いつでも、どこでも学習できる機会を提供するとともに、子どもから高齢者まで生涯を通じて実践できる生涯学習の体制づくりの構築をめざします。

①学校教育の充実

学校教育では、基礎学力の定着を基本とし、人間性豊かで国際感覚を持ち合わせ、主体性を備えた人材の育成を図るとともに、農業体験など地域と連携した個性的な学校教育プログラムを推進します。

また、学習や生活のスムーズな移行や個性・能力、興味・関心の継続的な伸長を図るために、幼・小・中・高連携教育を推進します。

教育環境については、学校の校舎等の施設の段階的な改修や情報機器の整備充実を図るとともに、地域との交流や施設の効率的な活用の観点から、学校施設の地域生涯学習拠点としての利用促進を図ります。

②高等学校の充実

高校については、新市以外からも広く学生を受け入れられるように、普通科やバイオテクノロジーなどの先進的な学科の一層の充実や中国語学科等の魅力ある学科の設置要請を進めるとともに、地域の産業との連携や小・中学校との連携を図ります。

③生涯学習推進体制の構築

住民が誰でも、いつでも、どこでも学び、その成果を活かすことのできる生涯学習社会の実現を図るとともに、学校や公民館など生涯学習の拠点となる施設・設備の充実を図ります。

④地域文化の保存・継承

有形・無形文化財の保存継承活動に対する物心両面からの支援を強化するとともに、郷土の歴史や文化の学習や様々な文化活動などを気軽に実践できる環境づくりを進めます。

⑤スポーツの充実

年齢・性別を問わずスポーツに親しめる総合運動公園の整備とともに、マリンスポーツなど地域特性を活かしたスポーツの振興に努めます。また、整ったスポーツ環境や温泉、宿泊施設等の環境を活用して、スポーツイベントの開催・誘致に努めます。さらに、住民が気軽にスポーツを楽しめるよう、学校体育施設の開放や公共体育施設のネットワーク化を促進するとともに、スポーツプログラムの充実を図ります。

⑥国際交流の充実

新市誕生に伴い、新たに2006年8月5日にサリナス市との姉妹都市盟約の調印を結び、新市としての友好を新たにしました。

姉妹都市・友好都市などについては、これまでの取り組みに加え、経済的な交流への発展も念頭において充実を図ります。特に、中国との友好促進を積極的に図り、特色のある交流を行っていきます。

また、国際化に対応して、交流に必要な施設の整備を行う一方、人材育成・団体の育成など、国際交流の基盤を強化してすそ野の広い交流活動をめざすとともに、外国人にとっても便利で暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

(6) 産業経済

新市の持続的な発展を支え、いきいきとしたまちを創出するためには、産業の活性化が不可欠です。また、多種多様な就業機会を確保することは、定住人口の維持・拡大のための重要な条件でもあります。

そのため、農林水産業の高度化・高付加価値化の推進を図るとともに、海・山・河川などの地域資源を活かした観光・交流活動の促進を図ります。また、海洋資源の活用や新しい農産品の開発などによる新しい産業の育成をめざした取り組みを進める一方で、地域に密着したコミュニティビジネス^(注)の育成に努めます。

①農林業の振興

農林業については、安心・安全・安価、新鮮な食品に対するニーズは今後も高まっていくものと予想されることから、減農薬や有機栽培など環境保全型農業の浸透を図っていくとともに、新しい製品の開発など農林業と食品製造業等との連携強化、廃棄物ガス化発電施設の有効活用などにより、付加価値の高い農林業の展開を図ります。

また、生産体制の強化のため、基盤整備や農地流動化による農地の効率的活用を進めながら、後継者や新規就農者の育成を含めた人材育成事業の充実を図ります。

さらに、農林産物の加工・流通面については、農産物販売所を中心に直売施設の充実を図るとともに、新市内の事業者等への供給システムを確立するなど地産地消の仕組みづくりを進めます。

②水産業の振興

水産業については、大型魚礁の設置、種苗放流などを進め、つくり育てる漁業の推進を図るとともに、漁港整備、若年漁業者の育成など沿岸漁業の振興に努めます。

遠洋まぐろ漁業は、経営安定のための金融対策等を行うとともに、串木野漁港のまぐろ漁業母港基地化に向けた取り組みを強化します。

また、つけあげや塩干品などの水産加工業においては、流通面での共同事業の導入等によるさらなる振興を図るとともに、水産加工品と農産物等との複合商品化や直売体制の充実などを進めながら、付加価値の向上を図ります。

③製造業の振興

製造業については、情報化投資や経営革新、経営基盤の強化等の生産性向上に向けた取り組みに対する支援を図るとともに、第一次産業と一体となった販売促進に対する支援を進めます。

(注) コミュニティビジネス…地域で今まで眠っていた労働力、原材料、ノウハウ、技術などの資源を活かして、地域住民が主体となって、自発的に地域の問題に取り組み、ビジネスとして成立させていくこと。

また、第一次産業との連携を強化していくために、異業種間及び産学官の連携を進めるとともに、高校や大学などとの共同研究の仕組みづくりに努めます。

企業誘致については、食関連産業を中心に西薩中核工業団地等への立地促進対策を積極的に進めていきます。

④商業・サービス業の振興

商業・サービス業については、地域密着型サービスの展開を促進するとともに、観光産業との連携を強化することによる集客力の向上をめざします。

また、合併に伴う行財政の合理化と並行して、観光や特産品などに関する行政事務の民間委託の受け皿となる組織を設立するとともに、施設の管理運営等の行政サービスの積極的な民間委託を進めます。

⑤観光の振興

観光については、新市の有する美しい海岸線や固有の歴史・文化などの自然資源、歴史文化資源の観光資源化を積極的に進めていきます。また、農業や水産業、焼酎や水産加工業などの産業を観光に活かすとともに、新市周辺の観光地とも連携を深め、情報発信など多彩な誘客宣伝活動を進めます。

⑥コミュニティビジネスの振興

コミュニティビジネスについては、住民生活を支える様々なサービスニーズの高まりに対応した、地域に根ざした多種多様な形態の地域密着型ビジネスの育成を図り、住民生活の利便性向上及び雇用の場の確保をめざします。

(7) 社会基盤

新市が着実に発展していくためには、住民生活や産業振興の基盤となる社会基盤の整備を進めていくことが重要です。

そのため、道路・交通網については、産業活動とともに、住民の生活を支える重要な基盤であるという認識を持ち、効果的な整備を進めます。また、海岸や河川等については、安全性の確保の観点からの整備を進めるとともに、自然に親しみ憩える快適な水辺空間の構築を図ります。さらに、市街地については、住民の日常的な買い物や交流の場としてだけでなく、観光・レジャーの拠点としても重要な役割を持っており、美しく快適な街並みの整備をはじめとした、新市の顔となる魅力ある空間の整備を進めていきます。情報通信基盤については、住民生活や産業に不可欠の基盤となっていることから、その効果的な整備を進めます。

①道路・交通網の整備

新市内における道路・交通網の整備は、環境負荷をできる限り避けつつ、周辺部への配慮や住民の一体感の醸成に向けた交流、円滑な移動の実現をめざした整備を進めます。また、JRについては、引き続き複線化の実現に向けた要請をしていくとともに、通勤・通学の利便性向上のための快速便の導入要請、八房周辺部への新駅設置の検討を進めます。

②港湾機能の充実

中国沿岸開放都市・東南アジアに対する交易拠点として、港湾施設の整備を図り、この地域を核として沿岸貿易・産業地域となるようなネットワークづくりを推進し、港湾利用の促進に努めます。また、外航船が直接入港できるよう関税法に基づく開港指定に向けた取り組みや貿易関連企業の育成・誘致を促進します。

③海岸・河川の整備

海岸や河川等については、安全性の確保の観点からの整備を進めるとともに、自然に親しみ憩える快適な水辺空間の構築を図ります。また、工業用水や農業用水などの安定的確保のため、溜池・堰・用水路等の整備を進めます。

④市街地の整備

市街地については、住民の日常的な買い物や交流の場として、また観光・レジャーの拠点として、歩いて楽しめる、美しく快適な街並みの整備を進めます。また、都市交通の円滑化や快適な住環境の創出、JR駅周辺整備による交通結節点の機能強化など、計画的で先導的な市街地の整備を進めます。

⑤情報通信基盤の整備

高度情報通信網の整備促進を図り、住民が情報通信技術に接する機会やそれらを活用する学習機会の拡充を図ります。また、主な公共施設のネットワーク化を進め、各種申請や公共施設予約、図書館利用などが物理的な距離を超えて可能となるよう努めます。

第4章 新市創生プログラム

合併にあたって、新市として特に重点的に取り組むべき新たな施策・事業を「新市創生プログラム」として整理しました。

1 地域ブランド形成プログラム

地域ブランドは、地域イメージ（自然、歴史、風土、文化、資源など）と関連させながら、差別化した価値を生み出し、その価値が広く認知されるとともに、市場などから求められることで形成されます。地域ブランドを形成することは、新市の知名度の向上と同時に、市場における優位性の確保による販路、価格面での効果などが期待されるため、これからの新しいまちづくりにとって重要な施策となります。

そのため、新市の農産物や海産物、商品やサービスの生産者のみならず、行政や企業、住民などが一体となって、地域ブランドを形成するための戦略を構築していきます。

また、構築した地域ブランドを管理していくことが必要です。そのため、民間が主体となって、生産面における品質管理や流通・販売経路の開発などを行う組織の構築を図るとともに、行政においては地域ブランドを管理する部門の設置による支援体制を強化していきます。

さらに、地域ブランドを持続的に継続・発展させていくためには、絶え間ないイノベーションが必要となり、そのためには、異業種間の交流などを通じた新産業の育成や新商品の開発など、常に地域ブランドを高めていく取り組みを進めます。

(1) 地域ブランド形成戦略の策定

- ・ 地域ブランド形成戦略指針の策定
- ・ 地域ブランド形成支援ガイドの作成

(2) 地域ブランド・マネジメント体制の構築

- ・ 民間が主体となった地域ブランド・マネジメント組織の設置
- ・ 行政における地域ブランド支援部門の設置
- ・ 商標の登録及び商標の管理
- ・ 認証制度の導入など品質管理体制の充実

(3) 地域ブランドの改善・向上

- ・ 市来農芸高校などとの連携強化による新たな農産物、農産加工品等の開発
- ・ 海洋深層水の活用など新商品開発への支援

2 食関連産業活性化プログラム

農林水産物をはじめ食品加工品、観光サービスなどを包括的に支援する地域ブランドの確立は、それぞれの産業の競争力や付加価値を向上させるために有効な手段です。一方で、様々な商品やサービスを通じて地域ブランドが形成されていくことから、産業振興を図ることは、地域ブランドの形成を牽引していくために、今後のまちづくりにとって非常に重要です。

そのため、農業や水産業、地域の素材を活用した製造業などの産業面における「地域にこだわった商品づくり」、「品質の高い商品づくり」などを通じて、住民や消費者との間に信頼関係を築いていく取り組みを進めます。また、観光やまちづくりの面において、住民や来訪者などの評価者のイメージと合致した整備を図っていきます。

さらに、串木野新港の開港をめざした取り組みをさらに充実していき、物流拠点基地化を進めることによる産業の活性化を図るとともに、貿易などをはじめとしたアジア地域との経済的な交流を活発化させ、南九州とアジア地域を結ぶ一大拠点と成り得る港湾機能の強化を進めます。

(1) 地域ブランド形成の中核となる食関連産業の振興

- ・ 第一次産品、食関連の製造業における地域ブランドを意識した生産活動の促進
- ・ 地産地消の推進による住民の地域理解の醸成と消費拡大
- ・ まぐろや焼酎などを中心とした地域商品の販売促進活動の強化
- ・ 認証制度の導入による品質管理体制の強化

(2) 観光資源及び街並みの整備

- ・ 新市の歴史や文化の観光資源化
- ・ 市街地などにおける地域ブランドを実感できる環境づくり
- ・ まぐろラーメン、焼酎を中心とした観光集客事業の実施支援
- ・ フィッシャリーナなど海・海岸線を活用した海洋性レクリエーションの形成

(3) 港湾機能の強化

- ・ 沿岸貿易・産業地域となるようなネットワークづくり
- ・ 港湾施設のさらなる整備促進

3 快適で美しい「生活・活動・交流空間」形成プログラム

市街地の活性化等を図るため、暮らしに必要な諸機能が近接し、効率的で持続可能な都市「コンパクトシティ」を推進するとともに、これらを相互に連携する社会資本整備を進める必要があります。

市街地については、土地区画整理事業などを進めることによって、良好な居住環境の整備を図るとともに、都市基盤の再整備や交通結節機能の強化を進めます。また、住民や来訪者が楽しみながら歩ける環境づくりを進めるために、ユニバーサルデザインによる歩道の整備や花・緑による潤いのある市街地空間の整備を図ります。

また、交通渋滞の解消・緩和を図るとともに環境の改善を図るために、国道3号バイパスや串木野新港から串木野インターチェンジまでのアクセス道路の整備などを進め、通過交通を市街地にできる限り通さない道路整備を進めます。また、公共交通機関の利用促進を図るために、JR、地域循環バスなど各種交通機関の連携強化による利便性の高い公共交通機関の整備に努めるとともに、新駅の設置検討を進めます。

さらに、都市公園、緑地の整備により水と緑にふれあえる都市環境の形成を図るために、花や緑の植栽等の整備をすすめるとともに、住民等が水と緑に安全に親しめる河川空間、さらには自然体験や環境学習の場となる河川空間の整備を推進します。

「コンパクトシティ」

「コンパクトシティ」を定義するための指標としては、以下の9点が挙げられている。

- ①人口密度・住宅密度の高さ
- ②ひとつの生活圏における住宅・商業など多様な土地利用
- ③自動車だけに依存しない交通体系
- ④多様な居住者（年齢・家族構成など）を受け入れる空間
- ⑤地域の特色を活かした空間
- ⑥明確な境界で区切られた市街地
- ⑦あらゆる社会的地位の人々が公平に享受できるサービス
- ⑧日常生活に必要な都市機能が、身近に配置された空間
- ⑨住民が主体的に参加できる地域自治の確立

しかしながら、「コンパクトシティ」は地域や提案者によって異なっており、定義も様々であるため、新市における「コンパクトシティ」の定義を、次のように設定した。

わが“まち”の意識を育てる地域のまとまりの中で、住民の日常生活がある程度可能となるような自律性を持たせ、住民は自らのまちのあり方を発想し、地域の自然や歴史、文化などの個性を大切にしたまちづくりを自ら実践していくことによって、安全で安心して快適に暮らすことのできる生活圏を築いていくものである。

具体的には、身近な生活の場において、日常生活の大半の用が足り、住民自身はその地域の自然や歴史、文化などの多様な魅力を発掘し、いわゆる「わがまち」という意識を持ち、また地域に愛着を感じ、地域が抱えるさまざまな問題の解決に向けて、地域の持つ魅力や資源を活かして、住民が主体的にまちづくり活動に参加するものである。

(1) 美しく利便性の高い市街地の形成

- ・ 土地区画整理事業の推進による良好な居住環境の整備
- ・ ユニバーサルデザインによる歩道の整備
- ・ 花や緑空間の拡大など歩いて楽しい市街地の整備
- ・ 都市公園の整備
- ・ 花や緑の植栽等の整備

(2) 交通結節機能の強化

- ・ 国道3号バイパスなどの整備による交通渋滞の緩和など
- ・ 港湾機能の充実
- ・ 市街地周辺部への駐車場の整備
- ・ 地域循環バスの利便性向上
- ・ 新駅の設置検討

(3) 河川の整備

- ・ 河川の総合的な活用
- ・ 自然体験や環境学習の場となる河川空間の整備

4 「教育のまち」形成プログラム

新市は、豊富な歴史・文化資源を有しているとともに、特色のある3つの高校、活発な文化的活動、良好な治安による安心できる環境など、ハード・ソフトともに多くの教育的な資源を持っています。新市のまちづくりにおいては、これらの資源を有効に活用して、文化の薫り高い「教育のまち」を形成していくことが求められます。

そのため、住民生活の身近な場所で文化的な活動に取り組むことのできる環境をつくるために、新市内の各地区の「地区交流センター（仮称）」を活用した生涯学習活動や文化活動の振興を図るとともに、「地域中央センター（仮称）」における学習・文化機能の向上を進めます。

また、地域活力を生み出していくため、高等学校と連携し、産業や文化面において、新市固有の資源に根ざす、新たなものが創造できる環境づくりを進めていきます。また、バイオテクノロジー分野のさらなる充実や中国語学科等の設置要請など特色のある高校づくりに対する様々な取り組みを進めます。

さらに、安全なまちづくりを推進していくために、関係機関との連携のもと、地域防犯体制等の充実を図るとともに、通学路等への街路灯の設置などを進めていきます。

(1) 文化的な活動の推進

- ・ 「地区交流センター（仮称）」の活用による身近な文化環境の整備
- ・ 「地域中央センター（仮称）」における学習・文化機能の向上
- ・ 多様な伝統芸能の保存継承活動の促進
- ・ 姉妹都市・友好都市との交流促進
- ・ アジア等との連携強化

(2) 生涯学習の推進

- ・ 国際化や情報化など時代に対応した生涯学習メニューの導入
- ・ 生涯学習ボランティア登録制度による学習成果の地域還元
- ・ 学習グループに対する出前講座の実施
- ・ 生涯学習や文化拠点施設の設備等の充実
- ・ 各種生涯学習施設のネットワーク化の推進
- ・ 青少年の健全育成の推進

(3) 高等学校との連携強化

- ・ 市来農芸高校との連携強化による新たな農産物・農産加工品などの開発
- ・ 幼稚園、小中学校と高等学校との連携強化
- ・ バイオテクノロジー分野の充実促進
- ・ 中国語学科等の設置要請

(4) スポーツ活動の推進

- ・ 総合運動公園の整備及び利用促進
- ・ 競技スポーツの振興
- ・ 総合型地域スポーツクラブなど活動組織の育成
- ・ スポーツに関連する人材の育成・確保
- ・ スポーツイベントの開催・誘致

(5) 安全なまちづくりの推進

- ・ 地域防犯体制などの充実
- ・ 通学路等への街路灯の設置

第5章 新市の主な事業計画

1 コミュニティ

(1) 住民とのパートナーシップの構築

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
自治意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ I T等を活用した積極的な行政情報等の提供 ・ 広報活動を通じたコミュニティの重要性のPR ・ 広聴活動の充実 ・ 情報公開の推進 ・ コミュニティリーダーの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域情報化推進事業 ・ 情報公開制度充実事業 ・ 広報広聴事業 ・ 地域づくり活動支援事業
協働によるまちづくりの実践	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区における地区振興計画策定及び計画策定への支援及び計画に関する意見交換の実施 ・ 公共施設や公園等への里親制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区振興計画策定支援事業 ・ 公民館活動支援事業 ・ 公共施設等里親推進事業

(2) コミュニティ施設の充実

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
コミュニティ活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区拠点を中心としたまちづくりに関する積極的なコミュニティ活動の促進 ・ 文化、スポーツ活動をはじめ、地域福祉や健康づくり、地域教育など地域の特色を活かしたコミュニティ活動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくり活動支援事業（再掲） ・ 公民館活動支援事業（再掲） ・ 自治公民館等整備改修補助事業
地区交流センター等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治活動に関する中核施設として、「地域中央センター（仮称）」の設置 ・ 既存の施設を活用した「地区交流センター（仮称）」の設置及び整備検討 ・ 「地域中央センター（仮称）」及び「地区交流センター（仮称）」の維持管理の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区交流センター運営管理事業 ・ 地区交流センター整備改修事業 ・ 地区交流センター維持補修事業

(3) 人権尊重・男女共同参画社会の実現

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
人権尊重の社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育・啓発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育・啓発推進事業
男女共同参画社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画の推進 ・ 審議会など各種広聴活動における女性の登用 ・ 男女共同参画プランの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画推進事業

2 行財政

(1) 行政体制の見直し

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
行政組織の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 定員適正化計画の策定及び事務事業の見直し 行政需要に対応した柔軟な行政組織の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画策定事業 定員管理計画策定事業
行政評価システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価システムの導入 補助事業の効果検証による効率的かつ効果的な事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価制度運営事業
行政サービスの充実及び行政情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 各種申請・交付や住民相談など行政サービスの充実 広報紙やホームページなどによる情報提供手段の多様化 情報公開の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域情報化推進事業（再掲） 情報公開制度充実事業（再掲） 広報広聴事業（再掲）
電子自治体の構築	<ul style="list-style-type: none"> 本支所間の情報ネットワーク化による効率的な行政事務体制の構築 各種公共施設の予約システムなどの導入 	<ul style="list-style-type: none"> 行政情報化推進事業 地域情報化推進事業（再掲）
公共施設の管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の管理委託に係る民間活力等の積極的な導入 施設の適正な管理・整備・改修等 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等里親推進事業（再掲） 庁舎管理・改修等事業

(2) 抜本的な行財政改革の推進

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> 合併に関する財政支援措置の効果的な活用 事務事業の効率化のさらなる推進 行政サービスの民間委託の検討 外部委託の受け皿となる新たな組織の設立 公設民営やPFI事業の導入検討による経済性を十分考慮した事業方式の検討 地区やNPOとの協働 	<ul style="list-style-type: none"> 行財政改革推進事業 財政計画策定事業 バランスシート策定事業 PFI導入促進事業

3 生活環境

(1) 環境と共生するライフスタイルづくり

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
地域環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸線の保全の強化 ・ 河川、森林の保全の強化 ・ 環境学習拠点施設の整備など河川の総合的な活用 ・ 公害防止対策への継続的な取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基本計画策定事業 ・ 自然環境保全事業 ・ 公害対策事業 ・ ウミガメ保護監視活動事業
ごみ処理体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的なごみ処理体制の確立 ・ 管理型最終処分場の早急な建設 ・ ごみ減量活動などを行う個人や団体等への支援 ・ リサイクルプラザを活用したごみ分別・再資源化の推進 ・ ごみ処理施設の適切な管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量対策事業 ・ 資源ごみ収集・リサイクル推進事業 ・ 塵芥収集業務委託事業 ・ 管理型最終処分場建設事業 ・ 施設維持管理事業
新エネルギーの導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電、太陽光発電等新エネルギーの導入支援 ・ 公用車の低環境負荷型自動車の導入 ・ 住民や事業者の新エネルギー設備等の導入支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新エネルギー支援事業

(2) 安全な水の安定供給

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
水源の確保及び水質の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源確保や水源涵養林としての森林保全 ・ 水質管理の徹底 ・ 生活排水などの浄化対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 井戸・ボーリング調査事業 ・ 植林・間伐推進事業 ・ 水質検査事業 ・ 公共下水道事業 ・ 合併処理浄化槽設置整備事業〈市・県〉
水道事業の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道、簡易水道の統合による水道事業の効率化並びに安全な水の安定供給 ・ 上水道施設及び簡易水道施設の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設維持管理・修繕事業 ・ マッピングシステム導入事業

(3) 下水道、生活排水対策等の充実

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
生活排水対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道の普及拡大 ・ 合併処理浄化槽の設置促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道事業（再掲） ・ 合併処理浄化槽設置整備事業〈市・県〉（再掲） ・ 漁業集落排水事業〈市・県〉
し尿処理の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集、処理体制の充実 ・ し尿処理施設の適切な管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ し尿処理収集・処理事業 ・ し尿処理施設維持管理事業

(4) 質の高い住環境の整備

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
適切な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 乱開発の防止など秩序ある土地利用の推進 都市計画区域用途地域の見直しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用計画策定事業
定住促進対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業の推進による良好な住環境の整備 民間活力の積極的な導入 空き家対策の実施 住宅建築の補助及び定住促進のための助成金の補助 	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業 空き家対策事業 定住促進対策事業
公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> 既存の公営住宅の維持管理 ニーズに対応した公営住宅の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅整備事業〈市・県〉 公営住宅ストック総合改善事業 公営住宅用地取得事業
公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> 子育てや高齢者の交流の場となるコミュニティ公園の整備 里親制度の導入による住民自らが管理する体制づくり 河川部における親水公園の整備 市街地などへの花の植栽 	<ul style="list-style-type: none"> 公園整備事業 公共施設等里親推進事業（再掲） 長崎鼻海水プール整備事業 交流センター維持修繕事業 観音ヶ池周辺整備事業 総合運動公園整備事業
がけ地近接住宅等への対策	<ul style="list-style-type: none"> がけ地近接住宅等の移転促進補助 	<ul style="list-style-type: none"> がけ地近接等危険住宅移転事業

(5) 消防・防災体制の充実

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
消防体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 常備消防の充実 消防施設の整備 消防団の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 消防防災施設等整備事業〈市・県〉 消防資機材整備事業 消防水利整備事業 消防団活性化事業
防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線の整備 自主防災組織の育成強化 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線整備事業 自主防災組織育成事業
原子力防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 川内原発に対する原子力防災対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災対策事業

(6) 火葬場、墓地環境の整備充実

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
墓地の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> 墓地の計画的な整備 適切な管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市営墓地維持管理事業
火葬場の充実	<ul style="list-style-type: none"> 施設設備の充実 適切な管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 火葬場維持管理事業

(7) 安全で安心して暮らせる地域社会づくり

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
交通安全・防犯対策の強化	<ul style="list-style-type: none">カーブミラー、ガードレールなど交通安全施設の整備交通安全教室の開催防犯灯の設置	<ul style="list-style-type: none">交通安全施設整備事業〈市・県〉交通安全対策事業
安全な住民生活の確保	<ul style="list-style-type: none">消費者苦情等に対する相談体制の整備・充実、消費者情報の提供など防犯に対する教育・普及啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">消費生活対策事業防犯対策事業

4 保健医療福祉

(1) 健康づくりの推進

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
健康づくり活動の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区単位での健康づくり教室などの実施 ・ 公設温泉施設を利用した健康づくり事業の導入 ・ 健康増進計画の策定 ・ 健康づくり推進員等の地域保健推進体制の充実 ・ 健康に関する住民意識の醸成 ・ 海水を利用した健康づくり事業の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり推進事業 ・ 健康増進計画策定事業 ・ 食生活改善推進事業 ・ 運動普及推進事業 ・ 保健センター管理運営事業
各世代・年代に応じた健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種保健事業の充実 ・ 各種健康診査等の充実 ・ 学校保健、産業保健との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種事業 ・ 老人保健事業 ・ 母子保健事業 ・ 歯科保健事業 ・ 精神保健事業 ・ 介護予防事業 ・ 感染症予防事業
包括的な保健・医療・福祉の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的、総合的な保健・医療・福祉体制の充実 ・ 保健・医療・福祉情報ネットワークの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・医療・福祉情報ネットワーク事業

(2) 地域医療の充実

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・福祉部門との連携強化 ・ 新たな医療需要に応じた医療体制の整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療対策事業
救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急医療体制の充実 ・ 休日・夜間の医療体制の充実 ・ 医療機関や消防署など関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期救急医療対策事業 ・ 第2次救急医療対策事業 ・ 医療対策事業

(3) 子育て支援体制の充実

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
子育て相談・支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 各種教室の開催や子育て相談員制度の導入など、子育てに関する相談・支援体制の強化 地域子育て支援センターの設置による子育てサークルの支援及び情報提供の強化 次世代育成支援対策行動計画の推進 放課後児童クラブの育成 保育所、児童委員、母子保健推進員等との連携による子育て支援ネットワークの形成 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉事業 子育て支援対策事業 次世代育成支援対策行動計画推進事業 放課後児童健全育成事業
保育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児一時預かり事業の実施 延長保育、学童保育などの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 特別保育事業

(4) 高齢者福祉の充実

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
介護予防・予防医療の重点的な推進	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健福祉計画の策定 介護保険事業計画の策定 行政、医療・福祉機関等が一体となった取り組みの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健福祉計画策定事業 介護保険事業計画策定事業
高齢者能力の活用	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターの充実 高齢者クラブ等の活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センター運営事業 高齢者クラブ運営事業 すこやか長寿社会運動推進事業〈県〉
介護保険の適切な運営	<ul style="list-style-type: none"> 在宅サービス事業者の参入促進及び事業エリアの拡大促進 介護保険サービスの評価制度の導入 介護支援専門員の育成・支援 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業
在宅介護への支援強化	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の在宅福祉サービスの充実 在宅介護支援センターの適切な運営 在宅福祉アドバイザーの育成及び活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・地域支え合い事業 高齢者生きがい対策事業 高齢者等住宅改造推進事業 在宅介護支援センター運営事業 在宅福祉アドバイザー活動促進事業
福祉施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> 自宅に代わる在宅介護機能を持つ施設の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設整備事業

(5) 地域福祉社会の形成

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
障害者（児）福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉計画の策定 ・ 障害者等に対する相談体制及び生活支援の充実 ・ 身体障害者協会等の活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉計画策定事業 ・ 身体障害者(児)施設支援・居宅生活支援事業 ・ 知的障害者(児)施設支援・居宅生活支援事業 ・ 精神障害者居宅生活支援事業 ・ 心身障害児健全育成事業 ・ 障害者団体活動支援事業
社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設をはじめとした公共性の高い施設等のユニバーサルデザイン化 ・ 社会復帰のための公共施設の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者社会参加促進事業 ・ ユニバーサルデザイン推進事業
地域福祉推進体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画の策定 ・ 社会福祉協議会の統合による体制の強化 ・ 民生委員の資質向上のための研修充実 ・ ボランティアグループやNPOの育成 ・ 介護体験やホームヘルパー育成教室等の開催 ・ 生活困窮者に対する自立支援 ・ 各種福祉団体の活動支援 ・ 母子家庭等の自立支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画策定事業 ・ 地域福祉活動事業 ・ ボランティア活動支援事業 ・ ボランティア人材育成支援事業 ・ 生活保護事業 ・ 母子家庭等就労支援対策事業

5 教育文化

(1) 学校教育の充実

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 基礎学力の定着 心の教育の推進 地域に開かれた学校づくり 国際理解教育の推進 体育の充実 小規模校の特性を活かした教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育振興事業 教育相談対策事業 学校評議員事業 A L T配置事業 小学校英会話指導教員配置事業 校外部活動等補助事業 小学校特認校制度事業
学校教育施設等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学校校舎等の施設の段階的な改修、維持補修の実施 情報機器の整備充実及び校内L A Nの構築 教職員住宅の整備及び管理 学校施設の地域生涯学習拠点としての整備、利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設整備改修事業 学校施設維持修繕事業 小・中学校パソコン設置事業 教職員住宅整備事業
幼児教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 教職員研修の充実 保育所等との連携による地域子育て支援ネットワークの形成 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育振興事業

(2) 高等学校の充実

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
魅力ある学科の設置要請	<ul style="list-style-type: none"> バイオテクノロジー等の先進的な学科のさらなる充実 中国語学科など、特色のある学科の新設の要請 	<ul style="list-style-type: none"> 特色ある学科設置要請事業
地域産業等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 第一次産業等地域産業との連携による新しい製品の開発 幼稚園や小中学校との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 地域産業連携事業 幼稚園、小中学校連携事業

(3) 生涯学習推進体制の構築

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
生涯学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習指導体制の充実 国際化や情報化など時代に対応した生涯学習メニューの導入 高等教育機関との連携強化 民間教育機関との連携促進 生涯学習ボランティア登録制度による学習成果の地域還元 学習グループに対する出前講座の実施 生涯学習大会の開催 青少年の健全育成 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習推進事業 社会教育活動支援事業 青少年健全育成事業 生涯学習推進・青少年健全育成サポーター事業
生涯学習施設の整備及びネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の開放の推進 生涯学習や文化拠点施設の設備等の充実 各種生涯学習施設のネットワーク化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習ネットワーク事業 図書館ネットワーク事業 生涯学習施設管理運営事業 生涯学習施設維持修繕事業 生涯学習施設整備改修事業

(4) 地域文化の保存・継承

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
保存・継承活動への支援強化	<ul style="list-style-type: none"> 地域伝統文化の発掘や継承への支援 伝統的な祭りなどの活性化促進 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史文化振興事業 郷土芸能保存継承事業 文化財保護事業
自主的な文化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 文化関連団体への活動支援 文化施設等の整備充実 	<ul style="list-style-type: none"> 文化活動推進事業 自主文化事業 文化施設等運営管理事業 文化施設等維持修繕事業

(5) スポーツの充実

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
スポーツに親しめる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 総合型地域スポーツクラブなど活動組織の育成 体力づくりの推進に向けた啓発活動の実施 競技スポーツの振興 関連する人材の育成・確保 スポーツイベントの開催・誘致 スポーツ関連団体への活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ振興事業 地域スポーツクラブ育成事業 スポーツ大会開催誘致事業
活動機会や場の整備	<ul style="list-style-type: none"> 総合運動公園の整備 学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> 総合体育館整備事業 運動公園管理運営事業 運動公園維持修繕事業 学校体育施設開放事業

(6) 国際交流の充実

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 姉妹都市交流の推進・ 中国・英国等との友好促進	<ul style="list-style-type: none">・ 国際交流協会運営補助事業・ 米国（サリナス市他）交流事業・ 中国交流事業・ 英国交流事業・ からいも交流事業
国際交流環境の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 関連する施設の整備充実・ 国際性豊かな人材や国際交流団体の育成・ 外国人に便利で暮らしやすいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・ 国際化まちづくり推進事業・ 国際交流員招致事業

6 産業経済

(1) 農林業の振興

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
安心・安全な農林産物づくり	<ul style="list-style-type: none"> 減農薬・減化学肥料農産物、有機農産物の認証制度の導入 廃ビニール・廃農薬対策の強化 農産物直売所などを活用した都市農村交流の推進 消費者の理解と協力のもとで生産する仕組みづくり 個人やグループとの協働による生産の仕組みづくり 地産地消の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 食の安全推進事業 農業振興対策事業 環境にやさしい産地づくり事業 地域農業の振興対策事業 地産地消推進事業
農業生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産基盤の整備促進 廃棄物ガス化発電施設の余熱活用によるハウス園芸の拡大及び新しい農産物の開発 農地の多面的利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 農業基盤整備促進事業 農道整備管理事業〈市・県〉 農地・水利の整備管理事業〈市・県〉 やすらぎの田園空間整備事業〈市・県〉
安定的な農業経営の実現	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産法人等法人化への支援による中核経営体の育成 農地流動化及び農地利用集積の推進 農林作業受委託の円滑化への支援 新規就農者支援事業などによる農業後継者対策の実施 U I ターン希望者、女性、定年帰農者、高齢者などが安心して就農できる環境づくり 災害に強い農業経営基盤づくり 主要作物の生産振興 畜産農家の経営安定と活性化の推進 農業関係団体の充実した経営指導 認定農業者等担い手農家の支援育成 女性農業者参画の推進 観光農園の設置促進 	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興推進事業 地域農業振興対策事業 農業生産総合対策事業〈市・県〉 構造政策推進事業 農を育む人と土地の構築事業 畜産振興事業 活動火山周辺地域防災営農対策事業 畜産基盤再編総合整備事業
農村振興及び農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 地域や任意のグループによる生産活動への支援 N P O、ボランティア等の新しい生産組織の育成 直接支払制度による棚田などの活用 遊休農地の解消 農地付き住宅の整備 話し合い活動による村づくりの推進 集落営農や生産組織による農地保全 農業振興地域整備計画の充実及び推進 	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域整備促進事業 構造政策推進事業（再掲） 地域農業の振興対策事業（再掲） 遊休農地解消総合対策事業 農村振興事業 農地付き住宅整備事業

農産加工・流通 対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 各地区での農産加工事業の事業化 トレーサビリティの確立 農産物直売所を中心としたマーケティング活動の強化 市域外流通と情報発信機能の強化 農産加工・流通対策などにおける総合的なマネジメント組織の設立 	<ul style="list-style-type: none"> ブランド確立事業 消費者の信頼確保対策事業 農産物直売所運営管理事業 農産物等加工流通対策事業 地域農業振興対策事業（再掲）
他産業等との 連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 市来農芸高校等との連携による新商品の開発や種苗供給 焼酎や水産物加工業などとの連携による新商品の開発など付加価値の高い農業生産の実践 異業種間や産学官の円滑な連携のための場の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 異業種間連携事業 産学官連携事業
林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 森林の適切な維持管理のための林道整備 森林の保全 水源涵養機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 林業振興対策事業 林道事業〈市・県〉 治山事業〈市・県〉 水源地域整備・保安林整備事業

(2) 水産業の振興

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
つくり育てる 漁業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 大型魚礁の設置 外洋養殖など新たな養殖技術の導入 タイ・ヒラメの種苗放流事業 	<ul style="list-style-type: none"> 魚礁漁場整備事業〈市・県〉 沿岸漁業振興事業
まぐろ漁業の 振興	<ul style="list-style-type: none"> まぐろ漁業振興対策の充実 まぐろ漁業母港基地化の取り組み強化 	<ul style="list-style-type: none"> まぐろ漁業母港基地化奨励事業 まぐろ漁業資金利子補給事業
水産基盤の整 備	<ul style="list-style-type: none"> 防波堤や浮棧橋の整備促進 漁港設備の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 広域漁港整備事業〈県〉 地域水産物供給基盤整備事業〈県〉 市営漁港整備事業 水産業振興施設整備事業〈県〉
水産加工業の 共同事業の促 進	<ul style="list-style-type: none"> フライト便による大消費地への販売体制の確立など共同事業による流通・販売対策への支援 水産加工品と農産物等との複合製品化や直売体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 漁業経営構造改善事業 共同事業促進事業

(3) 製造業等の振興

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
既存企業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 情報化投資や経営革新、経営基盤の強化などによる生産性向上への取り組みに対する支援 農林水産業と一体となった物産展の開催等の販売促進に対する支援 食関連産業を中心とした産業集積の形成 新商品の開発、流通販売対策の充実 異業種間及び産学官の連携の推進 大学などとの共同研究の仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 地産地消推進事業（再掲） 地域企業振興事業 産業振興構想策定事業 産学官連携事業（再掲） 異業種交流促進事業 起業化支援推進事業
企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> 工業団地やインターチェンジ周辺、地域にある経営資源を有効に活用・PRするなどの積極的な誘致活動の推進 県産業支援センター等との連携による新産業の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 企業誘致事業 公共用地活用事業

(4) 商業・サービス業の振興

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
商業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 観光との連携による商店街の活性化 宅配サービスの導入など地域密着型サービスの展開 情報化投資や経営革新、経営基盤の強化への支援 地域特産品の複合商品化など新たな商品の開発 	<ul style="list-style-type: none"> 商業振興対策事業 商店街活性化支援事業 地産地消推進事業（再掲）
サービス業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着サービスを実施する企業、組合、NPO等の育成 まちづくり組織との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 市内事業者利用促進事業

(5) 観光の振興

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
産業観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> 農業体験や漁業体験など第一次産業の体験観光の推進 民間活力による焼酎工場の観光資源としての活用及び支援 水産加工業の観光面での活用 	<ul style="list-style-type: none"> 産業観光促進事業 体験観光促進事業 観光物販施設整備事業
自然・歴史観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> 冠岳、観音ヶ池周辺のさらなる観光資源化 海岸線を活用したマリレジャーの充実 歴史資源の発掘・整備と観光資源化 	<ul style="list-style-type: none"> 冠岳周辺整備事業 観音ヶ池周辺整備事業（再掲） 観光資源発掘事業

観光推進体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 観光や特産品などの企画・販売等に関する総合的なマネジメント組織の設立 ホームページやパンフレット等の内容充実 J R 駅や市街地などにおける観光案内の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 観光協会運営支援事業 観光協会等組織調査事業 観光キャンペーン事業 観光プロモーション事業
国際観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> 観光案内板などの国際表示の実施 観光キャンペーンの実施による海外からの誘客促進 	<ul style="list-style-type: none"> 観光案内板設置事業 観光キャンペーン事業（再掲）

(6) コミュニティビジネスの振興

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
多種多様な就業形態の創出	<ul style="list-style-type: none"> N P O などの育成 学校教育における職業体験などによる就労意識の高揚 パートやアルバイトなど多種多様な就業形態の創出 U I ターンフェアの開催 	<ul style="list-style-type: none"> N P O 育成事業 職業体験促進事業 U I ターン推進事業
高齢者・障害者等の就業機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センター登録及び活用の促進 事業者への啓発強化 	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センター運営事業（再掲）

7 社会基盤

(1) 道路・交通網の整備

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 南九州西回り自動車道の早期完成の要請 国道3号の整備促進 国道3号バイパスの整備促進 橋梁の整備促進 県道の整備促進 串木野新港から串木野インターチェンジまでのアクセス道路の整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> 南九州西回り自動車道建設促進事業 国道3号バイパス整備促進事業 県道整備事業〈県〉 県単橋梁整備事業 串木野新港バイパス整備促進事業 県単通学路等交通安全対策事業〈県〉 街路事業〈県〉
生活道路の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路の改良・整備の推進 土地区画整理事業による生活道路などの整備 ネットワーク道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 市道維持修繕事業 市道整備事業 市道交通安全施設整備事業 都市計画道路整備事業
公共交通機関の充実	<ul style="list-style-type: none"> 路線バスの運行支援 JRの複線化への要請 快速便の導入促進及び駅員確保などによるJRの利便性向上 八房周辺部への新駅の設置検討 JRの利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> 路線バス運行支援事業 JR複線化要請事業 JR利用促進事業
高齢化社会に向けた道路・交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> 各地区を結ぶ地域循環バスの導入 市街地等の道路のユニバーサルデザインの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域循環バス運行事業 ユニバーサルデザイン推進事業（再掲）

(2) 港湾機能の充実

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
串木野新港の利用促進及び開港促進	<ul style="list-style-type: none"> 農水産物・鉱産品・石油類等の外貨物の促進 化学工業品・石油類・セメント等の内貨物の促進 開港に向けた取り組みの強化 西薩中核工業団地への港湾利用型企業の誘致 	<ul style="list-style-type: none"> 外貨促進事業 内貨促進事業 開港対策事業 企業誘致事業（再掲）
串木野新港計画の促進	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設の整備 係留施設の整備促進 外郭施設の整備促進 レクリエーション施設の整備促進 防波堤等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設整備事業〈市・県〉 係留施設整備促進事業 外郭施設整備促進事業 レクリエーション施設整備促進事業 防波堤整備促進事業

(3) 海岸・河川の整備

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
海岸の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸線の監視体制の強化 ・ フィッシャリーナなど住民が海に親しめる環境の整備 ・ 釣りなどのレジャーを楽しめる環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全事業 ・ 海岸環境整備事業〈市・県〉 ・ フィッシャリーナ整備事業 ・ 大規模自転車道整備事業
河川の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全及び災害防止のための河川の整備 ・ 親水機能の充実による住民の憩いの場の整備 ・ 工業用水や農業用水の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川維持事業 ・ 河川改修事業〈市・県〉 ・ 砂防事業〈市・県〉 ・ 親水公園整備事業 ・ 産業用水対策事業

(4) 市街地の整備

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理事業などによる良好な居住環境の整備 ・ 歩道の拡幅など歩いて楽しめる環境の整備 ・ 花や緑の植栽など美しく快適な街並みの整備 ・ 利便性向上のための駐車場の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理事業（再掲） ・ 公共下水道事業（再掲） ・ 串木野駅広場整備事業 ・ 市来駅周辺整備事業 ・ 都市景観整備事業 ・ 街路事業〈県〉（再掲） ・ 都市公園整備事業 ・ 公共施設等里親推進事業（再掲） ・ ユニバーサルデザイン推進事業（再掲）
J R 駅周辺の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通結節点としての機能強化 ・ 駐車場の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串木野駅周辺整備事業 ・ 市来駅周辺整備事業（再掲）

(5) 情報通信基盤の整備

施策項目	主な事業内容など	主な事業名
情報通信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速情報通信基盤の整備促進 ・ 情報通信技術を活用するための学習機会の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域情報化推進事業（再掲） ・ 行政情報化推進事業（再掲） ・ 防災行政無線整備事業（再掲）
地域情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信システムを利用した双方向の住民参画手法の導入 ・ スポーツ施設など公共施設の予約システムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域情報化推進事業（再掲）

第6章 県事業の推進

鹿児島県は、新市の施策と連携しながら、次に掲載する事業を実施していくことなどにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。

分野	主要施策	施策項目	実施事業
生活環境	安全な水の安定供給	水源の確保及び水質の保全	合併処理浄化槽整備促進事業
	下水道、生活排水対策等の充実	生活排水対策の充実	合併処理浄化槽整備促進事業 漁業集落環境整備事業（鹿児島県漁業集落排水施設整備促進交付金）
	質の高い住環境の整備	公営住宅の整備	公営住宅整備事業
	消防・防災体制の構築	消防体制の強化	消防防災施設等整備事業
	安全で安心して暮らせる地域社会づくり	交通安全・防犯対策の強化	県単交通安全施設整備事業 特定交通安全施設等整備事業 県単通学路等交通安全対策事業
保健医療福祉	高齢者福祉の充実	高齢者能力の活用	すこやか長寿社会運動推進事業
産業経済	農林業の振興	農業生産基盤の整備	中山間地域総合整備事業 農業用河川工作物応急対策事業 一般農道整備事業 ふるさと農道緊急整備事業 県営農村振興総合整備事業（地域環境型） 老朽ため池整備事業 地域用水環境整備事業
		安定的な農業経営の実現	かごしま園芸タウン産地条件整備事業
		林業の振興	森林居住環境整備事業 森林環境保全整備事業 治山事業
	水産業の振興	つくり育てる漁業の推進	広域魚場整備事業
		水産基盤の整備	地域水産物供給基盤整備事業 広域漁港整備事業 漁港漁場機能高度化事業 漁港環境整備事業 県単漁港整備事業 漁港高度利用促進対策事業
社会基盤	道路・交通網の整備	幹線道路の整備	街路事業 道路改築事業 県単道路整備事業 県単道路整備事業（交付金） 地方特定道路整備事業 県単交通安全施設整備事業 特定交通安全施設等整備事業 県単通学路等交通安全対策事業
	港湾機能の充実	港湾施設等の整備・充実	港湾施設改良費統合補助事業
	海岸・河川の整備	海岸の整備	海岸環境整備事業
河川の整備		統合河川改修事業 火山砂防事業	

第7章 公共的施設の統合整備に関する事項

1 公共的施設統合整備の基本的考え方

公共施設の整備については、これまでの住民生活に急激な変化がないように十分留意し、また、それぞれの地域の特性や地域間のバランス、さらに財政事情等を考慮しつつ、計画的に推進していくこととします。

また、統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化を主眼とし、既存の公共的施設の有効活用等を基本に、住民サービスの低下を招かないように配慮するものとします。その際、運営・管理等においては、民間事業者、ボランティア等、民間活力を活用できるものについては、積極的に導入していくものとします。

2 庁舎整備の基本的な考え方

新市においては、串木野市役所に本庁機能の事務所を置くこととします。現串木野市役所、現市来町役場それぞれに、現在の行政機能をそのまま残す総合支所を置き、また、現在の支所は出張所として、住民サービスの低下を招かないように配慮し、必要な機能の整備・充実を図ります。

なお、新庁舎の建設については、その可否を含めて、新市において検討することとします。

第 8 章 財政計画

新市の財政計画は、平成 17 年度から平成 32 年度までの 16 年間について、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績や今後見込まれる制度改正等による影響額、人口推移等を勘案し、普通会計ベースで策定したものです。（平成 26 年度以前は決算額、平成 27 年度は決算見込額、平成 28 年度以降は推計額。）

策定においては、合併特例債の発行可能額を全額活用するものとしていますが、計画期間以降も新市の健全な財政運営を堅持することを前提としています。

1 歳 入

- (1) 地方税
過去の実績、税制改正（軽自動車税等）の影響などを考慮して推計しています。
- (2) 地方譲与税
平成 27 年度の決算見込額と同額で推計しています。
- (3) 利子割交付金
平成 27 年度の決算見込額と同額で推計しています。
- (4) 配当割交付金
平成 27 年度の決算見込額と同額で推計しています。
- (5) 株式等譲渡所得割交付金
平成 27 年度の決算見込額と同額で推計しています。
- (6) 地方消費税交付金
平成 27 年度の決算見込額及び税制改正等の影響を考慮して推計しています。
- (7) 自動車取得税交付金
平成 27 年度の決算見込額及び税制改正等の影響を考慮して推計しています。
- (8) 地方特例交付金
平成 27 年度の決算見込額と同額で推計しています。
- (9) 地方交付税
普通交付税については、合併算定替の段階的縮小・廃止、特別交付税との配分割合の変更、支所に要する経費の算定等及び人口減の影響を考慮して推計しています。
特別交付税については、過去の実績及び普通交付税との配分割合の変更等を考慮して推計しています。

- (10) 交通安全対策特別交付金
平成 27 年度の決算見込額と同額で推計しています。
- (11) 分担金及び負担金
平成 27 年度の決算見込額及び制度改正等を考慮して推計しています。
- (12) 使用料及び手数料
平成 27 年度の決算見込額に今後の動向を考慮して推計しています。
- (13) 国庫支出金
扶助費に係るものについては、今後の見込みから算出し、投資的経費に係るものは、個別の事業計画から推計しています。
また、その他の歳出に係るものについては、過去の財源割合から推計しています。
- (14) 県支出金
扶助費に係るものについては、今後の見込みから算出し、投資的経費に係るものは、個別の事業計画から推計しています。また、その他の歳出に係るものについては、過去の財源割合から推計しています。
また、平成 28 年度から 32 年度まで原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金を見込み推計しています。
- (15) 財産収入
平成 27 年度の決算見込額に第 3 次行政改革大綱に基づく推進計画の実施を考慮して推計しています。
- (16) 寄附金
ふるさと納税寄附金については、平成 27 年度の決算見込額に第 3 次行政改革大綱に基づく推進計画の実施を考慮して推計しています。
- (17) 繰入金
単年度の財政収支に合わせ不足分を基金から繰入れるよう推計しています。市債管理基金については、合併特例債の償還額の 3 割程度を繰入れるよう推計しています。
また、合併まちづくり基金については、前年度末までに償還した額の範囲内で平成 28 年度以降繰入れるよう推計しています。
- (18) 繰越金
前年度の収支差額を計上しています。
- (19) 諸収入
平成 27 年度の決算見込額から特殊要因を控除し、今後の見込み等を考慮して推計しています。

(20) 地方債

臨時財政対策債については、現制度を基に、通常債及び合併特例債については、新市まちづくり計画に基づく投資的経費に対応して推計しています。

なお、合併特例債については、発行可能額を全額活用するものとして推計しています。

2 歳 出

(1) 人件費

議員定数は現行の人数とし、職員数は職員定員適正化計画に基づき、平成 27 年度 344 人を平成 32 年度 337 人としています。なお、普通会計ベースでは、平成 27 年度 310 人を平成 32 年度 303 人で推計しています。

(2) 扶助費

平成 27 年度の決算見込額から特殊要因を控除し、制度改正及び今後の動向等を考慮して推計しています。

(3) 公債費

平成 26 年度以前の借入に伴う償還額に、平成 27 年度以降の合併特例債や新たな地方債の借入に伴う償還額を加算して推計しています。

(4) 物件費

平成 27 年度の決算見込額から特殊要因を控除し、第 3 次行政改革大綱に基づく推進計画の実施（事務事業の再編・整理等、物件費の削減）を考慮して推計しています。

また、職員定員適正化計画に伴う臨時職員の賃金等及びふるさと納税推進経費を見込み推計しています。

(5) 維持補修費

平成 27 年度の決算見込額と同額程度で推計しています。

(6) 補助費等

平成 27 年度の決算見込額から特殊要因を控除し、第 3 次行政改革大綱に基づく推進計画の実施（事務事業の再編・整理等）を考慮して推計しています。

(7) 積立金

単年度収支が黒字になる場合は、後年度の財政運営のために基金を積立てるものとして推計しています。

また、ふるさと納税による寄附金を積立てるものとして推計しています。

- (8) 投資及び出資金、貸付金
平成 27 年度の決算見込額と同額で推計しています。
- (9) 繰出金
過去の実績、平成 27 年度の決算見込額及び今後の動向等を考慮して推計しています。
- (10) 投資的経費
普通建設事業費は、合併特例債の発行可能額を全額活用したうえで、新市まちづくり計画に基づき、財政収支上、実施可能な事業費を年度ごとに見込んで推計しています。
また、災害復旧費は、平成 27 年度の当初予算額と同額で推計しています。

(単位：百万円)

財政計画歳入歳出表

歳入	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
地方税	3,198	3,227	3,451	3,469	3,364	3,372	3,410	3,113	3,148	3,092	2,925	2,961	2,951	2,885	2,895	2,885
地方譲与税	292	399	171	156	147	144	141	133	127	121	118	118	118	118	118	118
利子割交付金	16	9	12	11	9	9	6	4	5	4	4	4	4	4	4	4
配当割交付金	3	5	6	2	1	1	4	3	3	12	6	6	6	6	6	6
株式等譲渡所得割交付金	3	5	3	0	1	1	1	1	5	8	4	4	4	4	4	4
地方消費税交付金	303	302	294	271	280	279	269	264	262	320	493	493	529	642	642	642
自動車取得税交付金	47	49	42	39	25	21	17	21	19	8	10	10	1	0	0	0
地方特例交付金	83	61	20	33	34	49	42	11	12	13	13	13	13	13	13	13
地方交付税	4,958	5,189	5,082	5,359	5,454	5,561	5,864	5,807	5,787	5,737	5,682	5,247	5,134	5,031	4,968	4,919
交通安全対策特別交付金	7	8	8	7	7	6	6	6	5	5	6	6	6	6	6	6
分担金及び負担金	122	123	122	153	140	147	170	187	189	191	178	156	156	154	151	148
使用料及び手数料	285	284	280	224	196	189	185	196	190	204	181	181	181	181	181	181
国庫支出金	1,026	909	1,160	943	2,166	1,639	1,692	1,503	2,643	1,789	2,572	1,911	2,124	1,708	1,690	1,671
県支出金	1,018	2,131	990	952	942	999	1,099	1,015	1,195	1,259	1,564	1,323	1,292	1,285	1,280	1,286
財産収入	55	173	77	36	37	56	74	204	35	40	32	36	39	39	34	34
香附金	1	1	1	2	1	1	3	2	4	3	170	210	210	210	210	210
繰入金	468	229	463	60	27	4	527	48	43	714	893	746	940	795	773	726
繰越金	286	359	381	445	511	767	980	1,004	852	763	840	300	300	300	300	300
諸収入	175	213	211	213	210	320	162	159	156	182	174	205	165	165	165	165
地方債	1,642	1,441	1,230	791	1,267	1,475	2,074	2,968	2,876	1,719	3,272	1,751	2,334	1,166	1,155	1,235
歳入計	13,988	15,117	14,004	13,166	14,819	15,040	16,726	16,649	17,556	16,184	19,137	15,681	16,507	14,712	14,595	14,553

歳出	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
人件費	3,249	3,163	3,130	3,110	2,956	2,879	2,941	2,893	2,792	2,902	2,895	2,812	2,776	2,722	2,636	2,616
扶助費	1,543	1,618	1,685	1,711	1,870	2,371	2,538	2,602	2,669	2,919	3,041	3,133	3,130	3,097	3,061	3,022
公債費	2,518	2,508	2,549	2,507	2,555	2,566	2,466	2,331	2,190	2,018	2,099	2,037	2,140	2,182	2,214	2,233
物件費	1,586	1,386	1,386	1,249	1,075	1,178	1,179	1,140	1,324	1,325	1,627	1,533	1,505	1,519	1,535	1,522
維持補修費	157	194	128	81	75	76	72	71	120	126	129	130	130	130	130	130
補助費等	698	657	865	790	1,312	760	775	832	813	866	1,205	844	825	806	763	744
積立金	112	137	120	160	342	556	692	786	937	517	446	405	405	405	400	400
投資及び貸付金、貸付金	29	23	120	23	20	32	0	10	0	0	2	2	2	2	2	2
繰出金	1,633	1,629	1,541	1,656	1,653	1,658	1,614	1,680	1,668	1,759	1,855	1,863	1,882	1,881	1,886	1,816
投資的経費	2,104	3,421	2,036	1,368	2,194	1,984	3,445	3,452	4,280	2,912	5,538	2,622	3,412	1,668	1,668	1,768
歳出計	13,629	14,736	13,560	12,655	14,052	14,060	15,722	15,797	16,793	15,344	18,837	15,381	16,207	14,412	14,295	14,253